

令和 4 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 4 年 3 月 8 日
- ・ 開 会 令和 4 年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 令和 4 年 3 月 1 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博	
2 番	三	條	幸	夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史	隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕	之	10番	深	川		昇
5 番	原	本	哲	己	11番	松	田	信	行
					12番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

6 番 沢 出 好 雄

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	福祉課長
総合支所長	福祉課参事
会計管理者	産業課長
総務課長	産業課参事
総務課参事	建設課長
総務課主幹	建設課参事
移住・定住支援室長	総務課主査
住民課長	

生涯学習課長	生涯学習課参事
生涯学習課参事	

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和4年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和4年3月8日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第4号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第5号 令和3年度大空町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第9 議案第6号 令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第7号 令和3年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第8号 令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第9号 令和3年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第11号 令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第12号 令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第13号 財産の無償貸付けについて
- 日程第17 議案第14号 大空町住生活基本計画について
- 日程第18 議案第15号 定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第19 議案第16号 定住自立圏形成協定の廃止について
- 日程第20 議案第17号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第21 議案第18号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第19号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第20号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第24 議案第21号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第25 議案第22号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第26 議案第23号 大空町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制
定について
- 日程第27 議案第24号 令和4年度大空町一般会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和4年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和4年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和4年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課長	鈴木章夫
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	阿部雅浩
会計管理者	平田義和	産業課長	作田勝弥
総務課長	林敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	小堀弘樹	建設課長	高島清和
総務課主幹	宮田栄	建設課参事	山本純生
移住・定住支援室長	秋葉暢康	総務課主査	安念真人
住民課長	星加政志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉	事務局主幹	田中学
------	-----	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和4年3月8日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《令和4年1月28日～令和4年3月8日》

- | | |
|-------|----------------------------|
| 1月28日 | 第7回議員協議会 |
| | 第15回議会広報常任委員会 |
| 2月 7日 | 第16回議会広報常任委員会 |
| 16日 | 第17回議会広報常任委員会 |
| 18日 | 第15回議会運営委員会 |
| | 第18回総務厚生・第18回産業建設文教合同常任委員会 |
| | 第18回総務厚生常任委員会 |
| | 第18回産業建設文教常任委員会 |
| 3月 2日 | 第16回議会運営委員会 |
| 8日 | 令和4年第1回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和4年第1回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣告

◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、10番、深川昇議員及び11番、松田信行議員を指名します。

◎日程第2 議会運営員審査報告

◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇議会運営委員会委員長 はい、8番。おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、3月2日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議いたしました。

本定例会には、一般質問者が2人、町長から提出されております案件が30件であります。その内容は、同意が2件、条例制定等の議案が12件、令和3年度の補正予算が8件、新年度の予算が8件であります。このほか、議会提出案件も予定されております。

したがいまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日3月8日に開会し、3月15日までの8日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしました。その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から3月15日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は、11名であります。沢出議員から欠席の旨、届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。令和4年第1回大空町議会定例会にあたりまして、行政報告を行います。

12月20日、町政懇談会、ふれあいトークを女満別地区で実施をいたしました。今年度もコロナウイルス感染症の関係から、自治会の協力を得ながら人数を制限して実施をしたところであります。女満別地区では47名の参加をいただきまして、豊住交流センターの管理や活用などについての意見や質問がございました。

12月23日には同じく町政懇談会、ふれあいトークを東藻琴会場で開催をいたしまして、25名の出席をいただいたところであります。この場では、起業化支援事業補助金などについての質問やご意見を寄せていただきました。この場を借りまして、公式には初めて次期選挙への不出馬を伝えさせていただいたところでございます。

12月27日は、斜網ブロックごみ処理広域化に関する会議が網走市で開催をされ、出席をいたしました。この会議の席上、美幌町、網走市、小清水町、斜里町、大空町のこの枠組みを確認したところあります。併せまして、この会議におきまして、中間処理施設の建設位置について、関係市町から私どもに要請があったところあります。

年が明けまして、1月9日、大空町成人式でございます。感染防止対策を

徹底いたしましたして、文化会館において実施をしたところでございます。

1月11日から2月17日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議42回目から45回目を開催しております。この間におきましては、公共施設の閉館等の対応をどうするか、さらには、会議の持ち方、そして陽性確認者等の相談体制でありますとか、ワクチンの接種などについて協議をしたところであります。また、この後でありますけれども、3月1日に女満別小学校関係者で複数の陽性確認の連絡を受け、現在、その拡大状況を見極めながら、鋭意対処しているところでございます。

1月13日には、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（北海道・東北ブロック）が、オンライン会議で開催をされました。この会議には津島法務副大臣も参加された協議会となったところであります。網走市の水谷市長も参加をされ、私もオンラインで参加をいたしまして、すみよし里山再生委員会の取り組みなどについて、発表をさせていただきました。

1月19日は、道内7空港所在自治体による首長ミーティングが千歳市で開催をされました。民間委託化されました7つの空港の関係自治体が集い、北海道に対し、航空需要の回復に向けた取り組みの実施について要請していくことを確認したところでございます。この機会をいただきまして、併せて、札幌市、千歳市において航空関係会社等の訪問をさせていただきました。JALスカイ、日本航空札幌支店、エア・ドゥを訪問いたしまして、航空需要の今後の見通しなどについて、いろいろと懇談をさせていただきました。

2月の4日は、先ほど1月19日に要望内容を取りまとめた関係から、道内7空港所在自治体による航空需要回復に向けた緊急要望という形で、鈴木知事に対し要望書を提出したところであります。併せまして私から地域の実情になどについても説明を申し上げたところであります。

2月10日は、オホーツク町村会行財政特別委員会をオンライン会議で開催いたしました。令和5年度の採用職員の試験につきまして、初めて大学卒について札幌市でも試験を開催するということを決めております。その具体的手順について協議し、決定したところであります。

2月15日は、北海道町村会の理事会が、これもオンライン会議で開催をされました。令和4年度の事業計画、予算を審議するとともに、北海道町村会100周年の記念式典について、協議をしたところでございます。

2月22日は、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催いたしました。これもオンラインで開催をしたところであります。美幌町長の出席をいただき、令和4年度予算について決定をするとともに、古梅ダム等の修繕計画について、協議をいたしたところであります。

2月28日は、大空町農業再生協議会臨時総会を開催いたしました。ビーンズファクトリーとてん菜育苗施設の事業計画を承認するとともに、水田活用直接支払交付金の課題点につきまして、参加者から意見を頂戴したところであります。

以上でございます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 同意第1号

◇議 長 日程第5、同意第1号、大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の1ページでございます。同意第1号、大空町教育委員会委員の任命について。

大空町教育委員会委員、矢浪亜由美が令和4年6月11日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を後任委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和4年3月8日提出、大空町長、山下英二。

記、住所、北海道網走郡大空町東藻琴西倉136番地。

氏名、矢浪亜由美。

生年月日、昭和52年8月17日生まれの44歳でございます。

矢浪氏は、平成30年から教育委員会委員として活動されております。子育て世代の1人として教育行政の運営にご尽力をいただきました。引き続き同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

なお、本人の経歴につきましては、参考資料の1ページに掲載してございます。ご覧をいただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第1号、大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第2号

◇議 長 日程第6、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の３ページでございます。同意第２号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について。

オホーツク町村公平委員会委員、奥谷公敏が令和４年３月３１日をもって任期が満了するので、オホーツク町村公平委員会規約第３条第１項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和４年３月８日提出、大空町長、山下英二。

記、住所、北海道紋別郡興部町字興部２１８番地の３。

氏名、五島 巧。

生年月日、昭和２９年１月２３日生まれの６８歳でございます。

五島氏は、参考資料にもありますように興部町副町長を務められた方でございます。行政経験に長け、人柄は温厚であり、公平委員会委員に適任であると判断をいたしましたところでございます。同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

なお、本人の詳細な経歴につきましては、参考資料の３ページに掲載してございます。ご覧をいただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第２号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第２号オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第７ 議案第４号

◇議 長 日程第７、議案第４号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書５ページをお開きください。議案第４号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和４年３月８日提出。大空町長、山下英二。

次の議案書７ページは、大空町職員の給与に関する条例第１７条の改正条

文となっております。なお、改正内容の説明につきましては、別冊の令和4年第1回大空町議会定例会参考資料5ページに新旧対照表を載せておりますので、そちらをご覧ください。

新旧対照表の右が改正前の条例、左が改正後の条例となっております。今回の条例改正につきましては、第17条にうたわれている宿日直手当にかかる改正であり、改正前の条例において、職員が正規の勤務時間外又は休日に、宿直又は日直を命じられたときは、その勤務1回につき、4,400円を宿日直手当として支給するとしていたところ、これにただし書きの条文を加え、町立学校の寄宿舎における生徒の生活指導等のための業務を主として行う宿直については、7,400円とするとしたところです。

現在、職員が宿直行っているのは大空高等学校の東藻琴寄宿舎であり、1回の宿直に4,400円の手当を支給していましたが、北海道学校職員の給与に関する条例では、生徒指導の業務を行う宿直について7,400円の手当を支給していることから、教員の手当等の整合性を図る観点から大空町職員の給与条例におきましても、ただし書きにおいて生徒指導を行う宿直について7,400円の支給金額を定めようとするものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第4号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

◇議 長 日程第8、議案第5号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 9 ページでございます。議案第 5 号、令和 3 年度大空町一般会計補正予算（第 1 4 号）。

令和 3 年度大空町一般会計補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 2, 3 3 9 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 8 億 5, 2 1 8 万 9, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第 2 条、繰越明許費の追加及び変更は、第 2 表、繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正。第 3 条、債務負担行為の変更は、第 3 表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第 4 条、地方債の変更は、第 4 表、地方債補正による。令和 4 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

1 1 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1 款、町税から 2 4 3 万 7, 0 0 0 円減額。2 款、地方譲与税に 2, 1 6 6 万円追加。6 款、法人事業税交付金に 4 1 7 万 2, 0 0 0 円追加。7 款、地方消費税交付金に 2 6 2 万 1, 0 0 0 円追加。8 款、ゴルフ場利用税交付金に 1 4 万 6, 0 0 0 円追加。9 款、環境性能割交付金に 2 3 0 万 5, 0 0 0 円追加。1 0 款、地方特例交付金から 1 2 8 万 4, 0 0 0 円減額。1 3 款、分担金及び負担金から 1, 1 3 9 万 9, 0 0 0 円減額。1 4 款、使用料及び手数料から 5 4 0 万円減額。1 5 款、国庫支出金から 2, 5 4 6 万 8, 0 0 0 円減額。1 2 ページをお開き願います。1 6 款、道支出金から 2, 5 8 4 万 3, 0 0 0 円減額。1 7 款、財産収入に 9 8 万円追加。1 8 款、寄附金から 6, 5 0 0 万円減額。1 9 款、繰入金から 1, 3 4 8 万円減額。2 1 款、諸収入から 6, 7 1 6 万 5, 0 0 0 円減額。2 2 款、町債から 3, 7 8 0 万円減額。歳入合計は 2 億 2, 3 3 9 万 2, 0 0 0 円を減額し、9 8 億 5, 2 1 8 万 9, 0 0 0 円とするものです。

1 3 ページをご覧ください。歳出です。

1 款、議会費から 1 7 4 万 1, 0 0 0 円減額。2 款、総務費から 6, 1 2 0 万 1, 0 0 0 円減額。3 款、民生費から 4, 3 5 2 万 5, 0 0 0 円減額。4 款、衛生費から 3, 5 6 7 万円減額。6 款、農林水産業費から 4, 9 6 5 万 9, 0 0 0 円減額。7 款、商工費から 1, 0 5 2 万 5, 0 0 0 円減額。8 款、土木費から 9 3 0 万 6, 0 0 0 円減額。1 4 ページをお開き願います。9 款、消防費に 8, 9 8 6 万 8, 0 0 0 円追加。1 0 款、教育費から 4, 4 2 3 万 6, 0 0 0 円減額。1 1 款、公債費から 2 0 0 万円減額。1 2 款、職員給与費から 5, 5 3 9 万 7, 0 0 0 円減額。歳出合計は 2 億 2, 3 3 9 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

1 5 ページをご覧ください。第 2 表、繰越明許費補正です。

1、追加。2款3項、住民基本台帳管理事業273万3,000円は、マイナンバーカードによる行政手続きを可能とする住民基本台帳システムの改修を行うものですが、年度内に完了しないもの。次の4款1項、各種疾病予防対策事業765万円は、新型コロナウイルスのワクチン追加接種にかかる業務につきまして、年度内に事業が完了しないもの。6款1項、農業水路等長寿命化・防災減災事業74万円は、畑地かんがい施設給水栓の修繕などにかかるものですが、新型コロナウイルスの影響による資材の納入遅延により年度内に完了できないもの。10款7項、大空町B&G海洋センター管理費304万円は、本町縁の偉人に関する漫画を製作するものですが、業務が年度内に完了しないもの。次の女満別学校給食センター管理運営費71万4,000円は、ガス給湯器を更新するものですが、電子部品の供給不足により、年度内の機器調達が困難な状況でありますことから繰り越すものです。

下の表、2、変更です。7款1項、新型コロナウイルス感染症経済対策事業は、現在行っておりますプレミアム商品券事業につきまして、年度内の完了が見込めないため繰越金額を20万円追加し、1,020万円に変更するものです。

16ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正。

1、変更です。農業振興資金利子補給金は、借入額の確定に伴いまして、右端補正後の限度額を111万7,000円に。次の農業担い手応援資金利子補給金も同じく金額の確定により限度額を8万2,000円に変更、また期間を令和23年度までとするものです。令和3年度入学資金借入金利子助成金は、こちらも借入金額の確定によりまして補正後欄の期間を令和15年度までに、限度額を26万1,000に金利変動による増額分を加算した額に変更するものでございます。

続きまして、17ページでございます。第4表、地方債補正。

1、変更です。役場庁舎整備事業債から、めくっていただきまして18ページの上から3行目、除雪機械整備事業債までの19の事業につきましては、それぞれ事業費の確定に伴い、限度額を減額するものです。その下の町営住宅整備事業債につきましては、中央さくら団地建設工事にかかる国からの社会資本整備総合交付金が確定し、減額となりますことから、起債の限度額を40万円増額するものです。次の水槽付消防ポンプ自動車整備事業債とその下、消防庁舎整備事業債は起、債対象事業費の確定などにより限度額を減額します。最後の旧女満別幼稚園解体事業債は、過疎対策事業債のソフト分を適用するものですが、当初の発行限度額に加え、追加の配分がありましたことから860万円増額し、財源として活用するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、今回の補正予算は、年度末に向けた実行予算を実施したものでございます。入札、事業費の確定、利用者の増減など執行残により整理した事項につきましては、説明を省略させていただきますのであらかじめご了承ください。

歳出から説明しますので、44、45ページをお開き願います。

45ページ、説明欄の上から3行目、2款1項7目、ふるさと応援寄附金

事業の 7 節、寄附者報償費 3, 0 6 1 万 5, 0 0 0 円の減額は、当初の見込みより寄附件数が減少していることによるものです。

4 8、4 9 ページをお開き願います。4 9 ページ、下から 4 行目、2 款 3 項 1 目 1 2 節、住民基本台帳システム改修委託料 2 7 3 万 3, 0 0 0 円の追加は、マイナンバーカードによりオンラインで転入転出手続を可能とするシステム改修を行うものです。

次に、5 2、5 3 ページをお開き願います。5 3 ページ、上から三つ目の丸、3 款 1 項 1 目、高齢者等移動支援事業の 1 3 節、外出支援タクシー借上料 5 8 万 1, 0 0 0 円の追加は、利用の増によりまして不足が生じますことから増額するものです。

このページ下から 2 行目、2 目 1 2 節、生活支援ハウス運営事業委託料に 6 0 万円の追加は、生活支援ハウスの燃料につきまして価格の高騰に対応するものでございます。

次に、5 6、5 7 ページをお開き願います。5 7 ページ上から二つ目の丸、2 項 1 目、認定こども園運営事業の 1 8 節、二つ目に記載の保育士等处遇改善臨時特例補助金に 1 0 2 万 4, 0 0 0 円の追加は、国による保育、幼児教育の現場で働く方の処遇改善の取り組みを踏まえ増額するものです。

1 番下の行、4 目、児童センター・児童クラブ等管理運営費、5 8、5 9 ページに移りまして 2 行目、1 0 節、燃料費に 3 0 万円の追加は、燃料価格の高騰により、めっちゃいんど館とのんきっず館の燃料費が不足しますことから増額するものです。その二つ下の節、1 2 節、委託料の二つ目、児童クラブ運營業務委託料に 1 9 万 8, 0 0 0 円の追加は、先ほどの認定こども園と同様ですが、保育、幼児教育で働く方の処遇を改善するものです。

6 0、6 1 ページをお開き願います。6 1 ページ、上から 3 行目、4 款 1 項 2 目 1 2 節の予防接種委託料から 1, 1 1 5 万 7, 0 0 0 円の減額は、新型コロナウイルスのワクチン接種につきまして、医療機関での接種を集団接種に振り替えたことによる減額で、その下、1 3 節、会場使用料に 2 9 6 万 8, 0 0 0 円の追加は、コロナウイルスワクチンの集団接種にかかる会場使用料です。

次に、6 4、6 5 ページでございまして。6 5 ページ、下から三つ目の丸、6 款 1 項 3 目、農業構造改善センター管理費の 1 2 節、指定管理委託料 2 2 1 万 8, 0 0 0 円の追加は、施設維持管理にかかる燃料費などについて増額するものです。

6 6、6 7 ページをお開き願います。6 7 ページ、下から三つ目の丸、5 目、農地一般事務費の 1 8 節、三つ目に記載の次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業負担金に 3 6 万円の追加は、農業基盤整備事業の町内受益者にかかる負担分を増額するものです。

次に、7 6、7 7 ページをお開き願います。7 7 ページ、上から三つ目の丸、8 款 4 項 1 目 2 7 節、下水道事業特別会計繰出金に 1, 0 1 5 万 1, 0 0 0 円の追加は、主に新型コロナウイルスの影響による下水道使用料の減に伴うものでございます。

1 番下の丸、7 項 1 目、空港対策費、7 9 ページに移りまして、上段の 1

8 節、負担金補助及び交付金の五つ目、女満別空港運航支援事業補助金に 6 4 万 6, 0 0 0 円の追加は、L C C など新規路線の就航、増便により増額するものです。

下から 2 行目、9 款 1 項 5 目 1 8 節、北海道市町村備荒資金組合納付金 1 億 6 8 7 万 1, 0 0 0 円の追加は、災害など有事の際に備えるほか、今後想定されます公共施設の老朽化に伴う解体などの財源を確保するため積み立てるものでございます。

8 0、8 1 ページをお開き願います。8 1 ページ、1 番下の事業、1 0 款 2 項 1 目、女満別小学校管理費の 1 0 節、光熱水費に 4 8 万 3, 0 0 0 円は、電気料に不足が生じますことから増額するもの。次の 1 2 節、委託料、8 3 ページに移りまして 1 行目ですが、除雪業務委託料に 3 3 万円の追加は、降雪により除雪業務が増えたことによるものです。

上から 4 つ目の丸、3 項 1 目、女満別中学校管理費の 1 0 節、燃料費に 7 0 万 4, 0 0 0 円の追加、また下段、1 番下の丸、4 項 1 目、大空高等学校管理費の 1 0 節、燃料費に 2 1 万 3, 0 0 0 の追加は、それぞれ燃料価格の高騰による増額です。

8 4、8 5 ページをお開き願います。8 5 ページ、上から四つ目の丸、3 目、大空高等学校実習費の 1 0 節、燃料費に 4 8 万 1, 0 0 0 円の追加も同様に価格高騰によるものです。

次の丸、4 目、大空高等学校寄宿舍管理費の 1 0 節、光熱水費に 3 1 万 2, 0 0 0 の追加は、寄宿舍の電気料につきまして入寮者が増えたことにより増額するものです。

8 6、8 7 ページをお開き願います。8 7 ページ、上から 5 つ目の丸になります。6 項 1 目、豊住交流センター管理費の 1 0 節、燃料費に 5 5 万 7, 0 0 0 円追加、また、8 9 ページに移りまして、1 番下の行、7 項 2 目、武道館管理費の 1 0 節、燃料費に 1 3 万 5, 0 0 0 円。さらに次のページ、9 1 ページの 1 行目、スキー場管理費の 1 0 節、燃料費に 5 万 1, 0 0 0、それぞれ追加につきましては、燃料価格の高騰により増額して対応するものでございます。上から三つ目の丸、大空町 B & G 海洋センター管理費の 1 0 節、印刷製本費に 3 4 万円の追加は、偉人の漫画製作に関しまして、広く配布することとし、印刷部数を増やすものでございます。次に、1 番下の丸、3 目、東藻琴学校給食センター管理運営費の 1 0 節、燃料費に 1 8 万 5, 0 0 0 円の追加は、価格の高騰によるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、2 2、2 3 ページをお開き願います。2 3 ページ、下から 5 項目め、2 款 3 項 1 目 1 節、航空機燃料譲与税に 1, 4 2 5 万 7, 0 0 0 円の増額は、航空機の運航が回復傾向にあり、当初の見込みを上回る状況にありますことから追加するものです。

2 8、2 9 ページをお開き願います。中段、1 5 款 6 項 1 目 1 節、地方創生臨時交付金 5 3 9 万円の減額ですが、新型コロナウイルスに関する各種対策事業の執行見込み残を踏まえまして減額するもので、この分は令和 4 年度施策の財源として有効に活用するものです。

3 2、3 3 ページをお開き願います。中段の 1 8 款 1 項 1 目 1 節、一般寄

附金 6, 500 万円の減額ですが、当初の見込みより寄附件数が減少していることによるものでございます。

その下、19 款 1 項 1 目 1 節、財政調整基金繰入金 1, 176 万 8, 000 円の減額は、今回の補正予算の財源調整のため繰り入れを取りやめるものです。

34、35 ページをお開き願います。中段の 21 款 4 項 1 目 1 節、雑入のちょうど中ほどに備荒資金組合超過納付金返還金 5, 530 万 1, 000 円の減額がございします。これは消防デジタル無線の整備にかかる分と旧女満別幼稚園解体工事にかかる財源としての活用を予定しておりましたが、今回補正の執行残などを踏まえ、取り崩しをやめるものでございします。

下段の 22 款、町債につきましては、第 4 表、地方債補正で説明したとおりですので省略をさせていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。何点か教えてください。

一つ目は、63 ページのごみ処理施設維持管理費負担金 638 万 8, 000 円の減額になっていますが、記憶では、昨年暮れに補正を組んだ分の金額があると思いますが、教えていただきたいと思ひます。

それから、71 ページの森林環境譲与税基金積立金の状況について、今回ここで追加になっていますが、教えていただきたいと思ひます。

それから、79 ページの中段で航空会社雇用維持サポート事業で 640 万 9, 000 円の減額なっていますが、雇用を止めたことによる減額なのかどうか、そこを教えてくださいと思ひます。

それから、同じく 79 ページの空港周辺整備構想策定ということで策定されていると思ひますが、途中で一度報告いただいたと思ひますが、その後どうなっているのか、その点を教えてくださいと思ひます。

以上、よろしくお願ひします。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 三條議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

まず一つ目の質問、ごみ処理施設維持管理負担金の 638 万 8, 000 円の減額については、現在、廃棄物処理につきましては、主に津別町さんへの生ごみの排出がございします。このほかに網走市の焼却ごみを受け入れる代りに不燃ごみの排出を予定していたところとございしますけれども、焼却ごみにつきましては、現在、試験焼却という段階で契約を結べないという状況になったことから、当初予定しておりました収入がなかったということが主な要因でございします。

また、津別町への生ごみの搬出する量についても、多少減量ということに

なりましたので、併せて減額という状況になったところでございます。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 森林環境譲与税積立金に関するご質問でございましたけれども、現時点で森林環境譲与税に関します積立額に関しましては1,600万円ほどを予定しているところでございます。なお、このうち約980万円につきましては、町内の森林環境保全などの財源として有効に活用してまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 宮田総務課主幹。

◇総務課主幹 航空会社雇用維持サポート事業の減額予算についてご説明をいたします。こちらにつきましては、雇用をやめたことによる理由ではなくて、2社、3名から受け入れております職員のこれからの年度内での執行予定額を確認し、その見込み分の残額として、減額をするものでございます。

それから空港周辺整備構想策定委託料、こちらの策定につきましては完了しておりまして、日付につきましては、資料を持ち合わせておりませんけれども、合同常任委員会においてご説明をさせていただきました。あの段階で策定につきましては完了して、報告を差し上げたところでございます。その後、商工会にも役員様にご説明を差し上げて、今に至っているような状況でございます。

以上でございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第14号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第14号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

◇議 長 日程第9、議案第6号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書107ページでございます。議案第6号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。

令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,329万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,463万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年3月8日提出、大空町長、山下英二。

議案書109ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、国民健康保険税から381万3,000円を減額。2款、道支出金から4,170万円を減額。3款、財産収入に1万6,000円を追加。4款、繰入金に250万円を追加。6款、諸収入から29万3,000円を減額し、歳入合計は4,329万円を減額し、11億2,463万5,000円とするものです。

110ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から78万6,000円を減額。2款、保険給付費から4,158万2,000円を減額。4款、保健事業費から52万9,000円を減額。6款、国民健康保険事業費納付金は、財源振替のため補正額は0円とし、7款、諸支出金から40万9,000円を減額。9款、財政調整基金費に1万6,000円を追加し、歳出合計は4,329万円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明申し上げますので116ページ、117ページをお開き願います。

1款1項1目、総務一般事務費の1節、会計年度任用職員報酬及び8節、普通旅費につきましては、執行残により減額するものでございます。

続きまして、2項1目、国民健康保険税賦課徴収事業の8節、普通旅費と費用弁償につきましては、コロナによります会議の中止により執行残となるものでございます。また、11節、コンビニエンスストア収納手数料につきましては、コンビニを利用して国民健康保険税を納める方が予定より少なかったことにより減額するものでございます。

丸印を一つ飛ばしまして、2款1項1目、療養給付費の18節、療養給付費から3,074万8,000円の減額、その下、2目、療養費の18節、療養費から29万2,000円、二つ下、2項1目、高額療養費の18節、高額療養費から787万4,000円の減額につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

一つ上の丸印に戻りまして、1項3目、審査支払手数料の11節、審査支払手数料から14万8,000円の減額は、実績見込みにより減額するものでございます。

118ページ、119ページをお開きください。1番上の丸印でございます。2款4項1目、出産育児一時金の18節、出産育児一時金から252万円の減額は、当初予算で15名15件を見込んでございましたが、2月末現在8件の実績でございまして、今後の転入等の1件を含み、残りを減額するものでございます。

4款1項2目、特定健康診査等事業費の12節、特定健診委託料から37万2,000円の減額につきましては、特定健診受診者数の減少によるものでございます。

7款1項2目、償還金の22節、前年度国庫支出金返還金に49万5,000円の追加につきましては、令和2年度国民健康保険災害等臨時特例補助金の実績額確定により返還となることから、増額となるものでございます。またその下、前期高齢者交付金返還金から90万4,000円の減額につきましては、国保事業費納付金により精算することとなったため減額となるものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので114ページ、115ページをお開きください。

1款1項1目、国民健康保険税の1節から6節まで381万3,000円の減額につきましては、主に国民健康保険被保険者数の減によるものでございます。

2款2項1目1節、保険給付費等交付金の普通交付金から4,158万2,000円の減額につきましては、主に歳出の療養給付費の減によるものでございます。その下、特別交付金から11万8,000円の減額につきましては、主に歳出の保健事業費の健診委託料等の実績見込みの減によるものでございます。

4款1項1目1節、一般会計繰入金から88万円の減額は、法定内繰入金対象の総務費及び出産一時金の減額によるものでございます。

4款2項1目1節、国民健康保険基金繰入金に338万円の増額は、補正財源として繰り入れするものでございます。

6款1項1目1節、延滞金から33万3,000円の減額は実績見込みにより減額するものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時04分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第7号

◇議 長 日程第10、議案第7号、令和3年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書123ページでございます。議案第7号、令和3年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,179万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年3月8日提出、大空町長、山下英二。

議案書125ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、後期高齢者医療保険料から70万6,000円を減額。2款、繰入金から10万5,000円を減額。3款、繰越金に2万7,000円を追加。4款、諸収入に5,000円を追加し、歳入合計は77万9,000円を減額し、1億2,179万6,000円とするものです。

126ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から10万円を減額。2款、後期高齢者医療広域連合納付金

から67万9,000円を減額。歳出合計は77万9,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明申し上げますので132ページ、133ページをお開き願います。

1款1項1目、総務一般事務費につきましては、執行残見込みにより減額するものでございます。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金の18節、後期高齢者医療広域連合納付金から67万9,000円の減額につきましては、主に後期高齢者医療保険料の減少によるものでございます。

続きまして歳入の説明を申し上げますので130ページ、131ページをお開き願います。

1款1項1目1節、後期高齢者医療特別徴収保険料から70万6,000円の減額、及びその下、2款1項1目1節、事務費繰入金から、10万5,000円の減額につきましては、実績見込みにより減額となるものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、令和3年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、令和3年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

◇議 長 日程第11、議案第8号、令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書 135 ページでございます。議案第 8 号、令和 3 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 3 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1, 371 万 3, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 5, 215 万 1, 000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 4 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

137 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1 款、保険料に 56 万 7, 000 円を追加。3 款、国庫支出金から 3, 926 万 9, 000 円を減額。4 款、支払基金交付金から 3, 670 万 1, 000 円を減額。5 款、道支出金から 2, 434 万 7, 000 円を減額。7 款、繰入金から 1, 398 万 2, 000 円を減額。9 款、諸収入に 1 万 9, 000 円を追加。歳入合計は 1 億 1, 371 万 3, 000 円減額し、7 億 5, 215 万 1, 000 円とするものです。

138 ページでございます。歳出です。

1 款、総務費から 31 万 4, 000 円を減額。2 款、保険給付費から 1 億 1, 209 万 9, 000 円を減額。3 款、地域支援事業費から 15 万 9, 000 円を減額。4 款、基金積立金から 235 万 4, 000 円を減額。5 款、諸支出金に 121 万 3, 000 円を追加。歳出合計は 1 億 1, 371 万 3, 000 円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、146、147 ページをお開きください。

歳出です。中段よりやや上、1 款 3 項 2 目、認定調査等費、147 ページ上から 6 行目、認定調査等費の 1 節、会計年度任用職員報酬に 3, 000 円と、その下、社会保険料に 1, 000 円の追加は、報酬額の算出及び社会保険料率の改定に伴うもので、最終的に予算額が不足となる見込みであることから追加をするものです。

ページの中段、2 款、保険給付費のうち、各サービス給付費の減額につきましては、今年度の給付見込み額の減によるものでございますが、ページの下段、2 款 2 項 1 目、介護予防サービス給付費の 18 節、介護予防サービス給付費に 219 万 3, 000 円の追加は、ショートステイ利用や福祉用具の貸与などが予算額を上回る見込みであることから追加をするものでございます。

その下、3 目、介護予防住宅改修費の 18 節、介護予防住宅改修費に 24 万 7, 000 円の追加は、自宅に手すりを取りつける等の住宅改修に対する給付費が予算額を上回る見込みであることから追加をするものです。

その下、4 目、介護予防サービス計画給付費の 18 節、介護予防サービス計画給付費に 58 万 1, 000 円の追加は、要支援認定を受けた利用者のケアプラン作成件数が当初予算を上回る見込みであることから追加をするもの

です。

148、149ページです。中段でございます。3款2項1目、包括的支援事業費の1節、二つ目の事業、認知症総合支援事業でございます。会計年度任用職員報酬に3,000円の追加は、一部業務に時間外勤務が必要になったことによるものでございます。

その下、2目、任意事業費の18節、二つ目の事業、除雪援助事業の除雪サービス事業助成金に10万円の追加、さらにその下、4項1目、介護予防・生活支援サービス事業費の12節、除雪援助員派遣委託料に20万円の追加は、在宅高齢者宅の玄関先の除雪を行うサービス事業費が、この冬の降雪の多さにより予算額を上回る見込みであることから追加をするものでございます。

その下、4款1項1目24節、介護保険基金積立金から235万4,000円の減額は、今回の補正の財源調整によるものです。

150、151ページです。5款1項2目、償還金の22節、過年度財政調整交付金返還金に121万3,000円の追加は、令和3年度に実施されました会計検査院の实地検査におきまして、介護給付費に対して国から交付される財政調整交付金の令和元年度の申請書に誤りがあることが分かり、返還を命じられたものでございます。申請書の作成注意事項をよく確認し、ほかの書類との突合作業などを適切に実施しておれば避けられたものでございまして、深く反省をしなければなりません。この場をお借りし謝罪申し上げます。申し訳ございませんでした。具体的な再発防止策としまして、介護給付費支給に関する別の書類との突合作業を2名での読み合わせを行うことによりまして、同じ間違いを二度と起こさないよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続いて、歳入の説明を申し上げますので142、143ページをお開きください。

1款1項1目、第1号被保険者保険料の1節、介護保険料現年課料分に47万2,000円の追加は、本年度分の介護保険料の確定によるものでございます。

次の2節、滞納繰越分に9万5,000円の追加は、徴収の強化により見込みより増加したものでございます。

3款2項1目、調整交付金の2節、特別調整交付金に3万3,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方の保険料を減免した額が国から補填されるものでございます。

そのほか、3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、道支出金の減額は、それぞれ歳出の介護給付費に対する法定負担割合に応じて算出した額の減額でございます。

144、145ページです。7款1項1目1節、介護給付費繰入金と2目、地域支援事業繰入金の減額は、先ほどの国庫支出金と同様、歳出の介護給付費に対する町の負担割合に応じて算出した額の減額でございます。

その下、3目1節、低所得者保険料軽減繰入金から111万5,000円の減額は、保険料軽減額の確定によるものでございます。

さらにその下、2項1目1節、介護保険基金繰入金に121万3,000円の追加は、歳出でご説明いたしました過年度分財政調整交付金返還金の財源として繰り入れをするものです。

9款1項1目1節、第1号被保険者延滞金に1万2,000円の追加は、滞納者2件分の延滞金でございます。

一つ飛ばしまして、3項2目1節、雑入の要介護認定審査判定受託収入は、生活保護受給者の認定事務を実施したことに伴い北海道から支払われるものです。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。一つだけ教えてください。

147ページの中段の居宅介護サービス給付費、それから施設介護サービス給付費、結構大きな金額が減額になっていますが、それだけ利用が減ったということだと思いますが、その利用と併せて、逆に介護予防のほうで努力して頑張っているから居宅介護サービス等の給付費が減額になっているという繋がりになると思うのですが、その辺、分ければ教えていただければと思います。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 介護サービス給付費につきましては、ご承知のとおり、その年度の利用者ですとかサービスの利用状況によりまして、なかなか読みにくいところも実際にはございます。介護のサービスの部分などの予算額でいきますとサービス給付費であるということもあり、不足を生ずることができないというようなこともある中で、各年度の実績を見ながら、また、介護保険計画の推計なども併せながら、この予算額というものを組んでおりますので、全体的にこの最終的な予算の見込みの段階では減額をしているような傾向にございます。

ただ、ご指摘ありましたように予防の部分も給付費のほうが少し予算の見込みよりは増えていると。また昨年度もそうでしたが、決算を見ましても予防の住宅改修費などが少し上昇の傾向といいますか増加の傾向にございます。そこはこれからしっかりと分析も必要だと思っておりますが、一つの要因として考えておりますのが、我々の包括支援センターの職員の業務の体制というものの見直しを行いまして、少し居宅介護予防支援事業所のほうの業務に専従できるような環境を作ってまいりまして、そういった中で、認定者の方のモニタリングの回数などを増やしていく中で、そういったサービスがありますよというような情報を提供しながら、そういったところで少し増えてきているということもあろうかと思っておりますので、早く予防の段階からサービスに繋げていければ、三條議員おっしゃるとおり介護のほうの段階まで上

がっていかないで抑えることができるということも考えられますので、そういったところは業務の進め方など、さらに工夫を加えながら、今後、進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第8号、令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

◇議 長 日程第12、議案第9号、令和3年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書153ページでございます。議案第9号、令和3年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ612万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年3月8日提出、大空町長、山下英二。

155ページです。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2款、繰入金から56万9,000円を減額。3款、繰越金に54万9,000円を追加。歳入合計は2万円減額し、612万2,000円とするも

のです。

156 ページです。歳出です。

1 款、サービス事業費から 2 万円を減額し、歳出合計は、2 万円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、162、163 ページをお開きください。

歳出です。1 款 1 項 1 目、介護予防支援事業費の 12 節、介護予防支援システム委託料から 2 万円の減額は、執行残の整理によるものです。

続いて歳入の説明を申し上げますので 160、161 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 56 万 9,000 円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

3 款 1 項 1 目 1 節、前年度繰越金に 54 万 9,000 円の追加は、前年度繰越金を予算化するものです。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 9 号、令和 3 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号、令和 3 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 10 号

◇議 長 日程第 13、議案第 10 号、令和 3 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 165 ページになります。議案第 10 号、令和 3 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）。

令和 3 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 531 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 5,200 万 2,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第 2 条、繰越明許費の変更は、第 2 表、繰越明許費補正による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の変更は、第 3 表、地方債補正による。令和 4 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

167 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1 款、使用料及び手数料に 153 万 9,000 円追加。2 款、繰入金から 371 万 5,000 円の減額。4 款、諸収入に 96 万 1,000 円追加。5 款、町債から 410 万円の減額。歳入合計は 531 万 5,000 円を減額し、3 億 5,200 万 2,000 円とするものです。

168 ページをお開き願います。歳出です。

1 款、総務費から 531 万 5,000 円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

169 ページをお開き願います。第 2 表、繰越明許費補正。1、変更です。

1 款 2 項、女満別高台地区簡易水道整備事業 2,125 万 2,000 円に 1,680 万 8,000 円を追加し、3,806 万円に。開陽中央線道路整備事業に伴う水道管路移設工事の経費でございますが、道路整備事業が繰り越しされることから、同じく繰り越しするものです。

170 ページをお開き願います。第 3 表、地方債補正。1、変更です。

女満別本町地区簡易水道事業債は、限度額 2,500 万円から 170 万円を減額し、2,330 万円に。東藻琴地区簡易水道事業債は、限度額 2,100 万円から 220 万円減額し、1,880 万円に。簡易水道事業公営企業会計適用債は、限度額 260 万円から 20 万円減額し、240 万円に。それぞれ事業費の確定により変更しております。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしましたので、176、177 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目、職員給与等、3 節、38 万 3,000 円の減額は、令和 3 年 4 月 1 日の人事異動に伴う変更です。

簡易水道一般管理事業、1 節、報酬 7 万 9,000 円、8 節、旅費 15 万 5,000 円の減額は、それぞれ執行残によるものです。同じく 12 節、委託料 59 万 8,000 円の減額は、入札による執行残を減額するものです。

2 項 1 目、簡易水道施設管理費、10 節、需用費に 85 万 7,000 円の追加は、電気料金に不足が生じることから追加するものです。12 節、委託

料 5 7 万 9, 0 0 0 円、1 4 節、工事請負費 1 0 万 4, 0 0 0 円、1 7 節、備品購入費 4 2 万 6, 0 0 0 円の減額は、入札による執行残でございます。

2 目、建設改良費、女満別本町地区簡易水道整備事業、1 2 節、委託料 4 0 万 7, 0 0 0 円の減額は、入札に伴う執行残と設計が必要となる案件がなかったことによる減額でございます。1 4 節、工事請負費から 6 4 万 5, 0 0 0 円の減額は、事業費の確定によるものです。

女満別高台地区簡易水道整備事業、1 2 節、委託料 3 3 万 5, 0 0 0 円の減額は、入札に伴う執行残と設計が必要となる案件がなかったことによる減額です。

東藻琴地区簡易水道整備事業、1 2 節、委託料、調査設計委託料 3 0 万円の減額は、設計が必要となる案件がなかったことによる減額です。新規水源補償調査委託料 8 9 万 5, 0 0 0 円の減額は、設計内容の精査による変更でございます。1 4 節、工事請負費から 1 2 6 万 6, 0 0 0 円の減額は、事業費の確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、1 7 4、1 7 5 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目 1 節、給水使用料に 1 4 9 万 9, 0 0 0 円の追加は、使用水量の増加に伴う追加でございます。例年にない干ばつが続いたことから、営農用が増加しております。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 3 7 1 万 5, 0 0 0 円の減額は、財源調整のため変更するものです。

4 款 2 項 2 目 1 節、水道管移設補償金に 1 4 2 万 3, 0 0 0 円追加。建物災害共済金から 4 6 万 2, 0 0 0 円の減額は、それぞれ事業費の確定によるものです。

5 款 1 項 1 目 1 節、簡易水道事業債から 4 1 0 万円の減額は、第 3 表、地方債補正で説明させていただいたとおりです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。一つだけ教えていただきたいと思います。

1 7 7 ページの 1 番下段の新規水源補償調査委託料ということで設計内容の変更という説明がありましたが、この新規水源の部分について、今どのような状況にあるのか。ここで言える範囲でいいですが、私の記憶があるのは、去年、確か所有者の同意までいただいているということだったのですが、その後どうなっているのか聞かせていただければと思います。

◇議 長 山本建設課参事。

◇建設課参事 新規水源の調査の関係ですが、まず、減額の部分については、当初見込んでいた調査が一部できなかった部分がありまして、減額をさせて

いただいております。

次に、新規水源の所有者、相手方との交渉の部分につきましては、相手方の方は今の所有者になる前の段階では土地の買収には応じないという強い意志が示されていたところですが、所有者が変わりまして、この買収に応じてもいいというふうな話はあったんですが、その後、町のほうで買収金額の算定等を行い、相手方に概算額の提示をした段階で、相手方が思っている金額と相当大きな開きがあるということが確認されております。そのまま交渉を続けることによって、相手方との関係が悪くなることも懸念されておりましたので、現段階で相手方と寄り合うような答えには至らないと判断しまして、交渉のほうを一旦終了しているという状況にあります。

以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第10号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

◇議 長 日程第14、議案第11号、令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書183ページになります。議案第11号、令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

1, 286万7, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7, 794万2, 000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加及び廃止は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正による。令和4年3月8日提出、大空町長、山下英二。

185ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、分担金及び負担金に3万6, 000円追加。2款、使用料及び手数料から1, 095万8, 000円の減額。3款、国庫支出金から10万円の減額。5款、繰入金に1, 015万1, 000円追加。7款、諸収入に320万4, 000円追加。8款、町債から1, 520万円を減額。歳入合計は1, 286万7, 000円減額し、3億7, 794万2, 000円とするものです。

186ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から1, 286万7, 000円減額し、歳入合計と同額とするものです。

187ページをお開き願います。第2表、繰越明許費です。

1款1項、污水管渠布設事業506万円は、公共下水道供用区域内の污水处理のため、公共枿を設置する工事費用となっておりますが、年度内に完成が見込めないことから、翌年度に繰り越しするものです。

188ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正。1、追加です。この債務負担行為につきましては、公共下水道女満別地区、特定環境保全公共下水道東藻琴地区、両地区の污水を網走市に送水し、処理しております。污水处理に必要な施設の建設費及び維持管理につきましては、協定に基づき負担しているため、必要となる債務負担行為であります。

それでは内容につきまして説明いたします。下水道施設に関する債務負担行為（建設費及び維持管理負担金）。期間につきましては、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、限度額は、施設建設にかかる公債費及び維持管理費のうち大空町が負担すべき額としております。

続きまして、2、廃止です。過年度議決にかかる分といたしまして、公共下水道建設費及び維持管理費負担金に関する債務負担行為を廃止するものです。

189ページをお開き願います。第4表、地方債補正。1、変更です。

下水道事業債は、限度額を3, 760万円から1, 490万円減額し、2, 270万円に。道道網走川湯線に伴う下水道管路の移設工事の財源としておりますが、事業の確定により変更するものです。

下水道事業公営企業会計適用債は、限度額を330万円から30万円減額し、300万円に。事業費の確定により変更するものです。起債の方法、利

率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、196、197ページをお開き願います。

1款1項1目、職員給与等から25万1,000円。下水道一般管理事業から27万5,000円。2目、下水道施設管理費から22万7,000円。3目、污水管渠布設事業から37万5,000円。改築更新事業、12節、委託料18万円までの減額は、執行残による減額でございます。

同じく改築更新事業、14節、工事請負費から1,155万9,000円の減額は、主に網走川湯線にかかる移設工事費の設計精査による減額でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。194、195ページをお開き願います。

一つ飛びまして、2款1項1目1節、下水道使用料から1,095万8,000円の減額は、コロナウイルス感染拡大の影響を受け使用量が減少したものであると思います。

一つ飛ばしまして、5款1項1目1節、一般会計繰入金に1,015万1,000円の追加は、財源調整のため変更するものです。

7款1項1目1節、延滞金に3,000円の追加は、過年度分の納付に伴う額の確定による変更です。

3項1目1節、下水道管移設補償費320万1,000円の追加は、補償対象経費の確定によるものです。

8款1項1目2節、下水道事業債から1,490万円の減額は、第4表、地方債補正で説明させていただいたとおりです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号、令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号、令和 3 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 12 号

◇議 長 日程第 15、議案第 12 号、令和 3 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 203 ページになります。議案第 12 号、令和 3 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 3 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 41 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,222 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 4 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

205 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1 款、使用料及び手数料から 17 万 4,000 円の減額。2 款、繰入金から 24 万 3,000 円を減額。歳入合計は 41 万 7,000 円減額し、3,222 万 8,000 円とするものです。

206 ページをお開き願います。歳出です。

1 款、総務費から 41 万 7,000 円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、212、213 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目、個別排水処理一般管理事業、12 節、委託料 5 万 5,000 円。2 目、個別排水処理施設管理費、12 節、委託料から 36 万 2,000 円の減額は、事業費の確定による執行残をそれぞれ減額するものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、210、211 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目 1 節、個別排水使用料から 17 万 4,000 円の減額は、浄化槽一基の休止に伴い変更するものです。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 24 万 3,000 円の減額は、財源調整のため変更するものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第12号、令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

- ◇議 長 日程第16、議案第13号。財産の無償貸付けについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。田中総合支所長。

- ◇総合支所長 議案書の215ページでございます。議案第13号、財産の無償貸付けについて。

次のとおり、財産を無償貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。令和4年3月8日提出、大空町長、山下英二。

1、無償貸付けの目的。大空町東藻琴地区における畜産振興のため、土地及び建物を無償貸付けする。

2、無償貸付けする土地及び建物の所在地、種別、数量。別紙のとおり。
別紙につきましては217ページになりますので、後ほど説明させていただきます。

3、無償貸付けの期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

4、無償貸付けの相手方。網走市南4条東2丁目10番地、オホーツク網走農業協同組合、代表理事組合長、乾雅文。

5、無償貸付けの条件。使用貸借契約による。

217ページをお開き願います。別紙でございます。

1、土地。大空町東藻琴741番、宅地、5,490.11平方メートル。

2、建物。(1)畜舎。所在地、大空町東藻琴742番地10。構造、鉄骨造平屋建て。種別・数量、哺育前期362.88平方メートル1棟、哺育後期771.12平方メートル1棟。

(2)堆肥舎。所在地、大空町東藻琴742番地10。構造、鉄筋コンク

リート造。種別・数量、哺育前期、堆肥盤 8 1 平方メートル 1 基。尿溜 4 . 2 9 立方メートル 1 基。哺育後期、堆肥盤 1 2 0 平方メートル 1 基。尿溜 6 . 0 0 立方メートル 1 基。

(3) 乾燥舎。所在地、大空町東藻琴 7 4 2 番地 1 0。構造、鉄骨造平屋建て。種別・数量、3 1 1 平方メートル 1 棟。

(4) 敷料庫。所在地、大空町東藻琴 7 4 2 番地 1 0。構造、鉄骨造平屋建て。種別・数量、7 7 . 7 6 平方メートル 1 棟。

大空町議会定例会参考資料の 7 ページをお開き願います。町有財産無償貸付予定の土地、建物の配置図でございます。斜線の網掛けで示しております⑦が土地、①から⑥が建物になります。

今回、ご提案させていただいております土地、建物につきましては、東藻琴上東地区にあります東藻琴肉牛保育センターでございます。①から⑥の建物につきましては、旧東藻琴村が畜産振興、酪農家から生産される乳用雄仔牛の地域内肉用牛一貫生産体制の確立のため、昭和 5 5 年に国営地区畜産基地建設事業により整備し、行政財産として当時の東藻琴村農業協同組合と管理委託契約を締結、管理運営していた施設でございます。平成 1 8 年に大空町として合併した際に、行政財産から普通財産に変更いたしましたことが判明いたしましたことから、今回整理させていただくものでございます。

⑦の土地、7 4 1 番は町の土地でございますが、農協所有の育成舎や堆肥舎などが建っております。この土地につきましては、昭和 4 2 年に当時の村と農協で土地使用貸借契約を締結しておりますが、契約の自動更新条項が記載されていないことから、今回、改めて使用貸借契約を締結させていただくものでございます。

今回の財産の無償貸付けにつきましては、本来であれば大空町合併後に速やかに整理しなければならない案件でございましたが、今回整理することとなり、長期間にわたり不適切な状態であったことにつきまして、深くお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

以上、提案理由のご説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

(休憩 午前 1 1 時 5 6 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 1 7 議案第 1 4 号

◇議 長 日程第 1 7、議案第 1 4 号、大空町住生活基本計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

◇住民課長 議案書の 2 1 9 ページでございます。議案第 1 4 号、大空町住生活基本計画について。

大空町住生活基本計画を別冊のとおり定めることについて、大空町議会基本条例第 8 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。令和 4 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

大空町住生活基本計画につきましては、配付されております別冊にてご説明申し上げますので、別冊の冊子 1 ページ目をご覧ください。

1 章、はじめにであります。こちらには計画の目的、計画期間、計画の位置づけを。2 ページ目に策定体制につきまして、記載しております。

大空町住生活基本計画は、住生活基本法第 1 5 条の規定により策定された住生活基本計画及び同法第 1 7 条の規定により策定された北海道住生活基本計画を踏まえ、住民ニーズの多様化と住宅政策の転換に対応し、大空町の住宅政策を推進するため、平成 2 9 年 3 月に制定されました。当該計画につきましては、5 年を目途に見直しを行うこととしておりますので、平成 2 9 年度の計画策定後、社会経済の状況、地域特性及び住民意向等を調査し、大空町の特性・課題として整理するとともに他の関連分野と調整を図りつつ、住宅政策の基本目標及び展開方向を検討することとしております。また、今後重点的に推進する施策の展開方針など住宅行政の基本となる事項について検討し、大空町にふさわしい住宅施策を総合的、体系的に進めるための方針を見直して計画を策定するものでございます。

本計画の策定にあたりまして、町営住宅入居者選考委員会からなります大空町営住宅長寿命化計画等検討委員会、役場関係各課の担当で構成する実務担当者会議を設置し、検討委員会を令和 3 年 9 月 8 日、1 0 月 5 日、1 1 月 1 7 日に。実務担当者会議を 1 0 月 1 日、1 1 月 1 6 日に開催して、検討協議そして審議をいただいたところでございます。また、パブリックコメントを令和 4 年 1 月 2 4 日から 2 月 2 2 日までの期間で実施いたしましたが、当該計画に関わる意見はなかったところでございます。

冊子の 3 ページになります。2 章といたしまして、住宅事情の特性につきまして記載しております。こちらは 3 9 ページにまで渡っております。

こちらの項目につきましては、自然環境の特性、人口・世帯、住宅ストック・フロー、町営住宅の特性、関連既定計画における取組方針、課題の整理について記載しております。

内容といたしましては、大空町の自然や気象の状況、人口や世帯の推移、既存住宅の所有関係別世帯数、将来空き家になる可能性の高い高齢者住宅数や新築住宅の供給状況の推移、町営住宅の構造や入居世帯の特性、また、上

位計画と関連計画におけます取組方針などから39ページに記載しておりますけれども、大空町におけます住生活に関わる課題を6つに整理させていただいているところでございます。

続きまして、40ページからになります。3章といたしまして、住宅施策の方向であります。こちら記載内容は、住宅施策の基本理念、住宅施策の基本目標であります。

大空町総合計画の基本目標の一つであります「ゆたかさうるおう生活のまちづくり」を住宅施策の基本理念に。誰もが安心して暮らせる住宅・住環境の形成、大空町の環境と調和した良質で省エネルギーな住宅ストックの形成、持続可能な住環境の維持・向上と三つの住宅整備に関わる基本目標を設定しております。

続きまして、41ページから46ページになります。こちらには4章、住宅施策の展開方向であります。

多様な暮らし方を実現する住まいづくり、誰もが安心して暮らせる住まいづくり、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいづくり、災害に強い住まいづくり、ゼロカーボン実現に向けた取組みの推進、住民による住環境向上のための活動の促進、北国にふさわしい良質な住宅ストックの形成、循環型の住宅市場の形成、住生活関連産業の振興に向けた環境整備の九つの項目にまとめまして、それぞれに具体的な推進方針と施策について記載させていただいております。

以上、大空町住生活基本計画について説明申し上げます。ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第18 議案第15号

◇議 長 日程第18、議案第15号、定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。川口副町長。

◇副町長 定例会議案書221ページをご覧ください。議案第15号、定住自立圏形成協定の締結について。

次のとおり、定住自立圏の形成に関する協定を締結したいので、大空町議会基本条例第8条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。令和4年3月8日提出、大空町長、山下英二。

記、1、協定の内容。別冊。この後、ご説明をさせていただきます。

2、協定の相手方。網走市南6条東4丁目、網走市長、水谷洋一。

定住自立圏形成協定につきましては、これまで網走市と大空町の枠組みで締結をしているところですが、新たに斜里町、小清水町、清里町もそれぞれ網走市と協定を締結することとなりました。これによりまして、圏域全体が関係する協定の内容となるよう1市4町において整合を図る必要性が生じたことから、網走市と大空町の協定を新たに締結することとし、ご提案をさせていただきます。

協定書の内容につきましてご説明申し上げますので、別冊、定住自立圏の形成に関する協定書をご覧ください。表紙をお開きいただきたいと思います。

第1条は、目的でございます。網走市・大空町定住自立圏形成協定は、総務省が定める定住自立圏構想推進要綱に基づく中心市を網走市とし、大空町が賛同して相互に役割を分担し連携を図りながら、圏域住民が必要とする生活機能の確保、充実を図るとともに地域活性化に努め、安心して暮らし続けられる圏域とするために、必要な事項を定めることとしてございます。

第2条は、基本方針でございます。この協定の目的を達成するため、協定に定める政策分野の取り組みにおいて、相互の役割分担と連携を図り、共同し、または補完することを定めてございます。

第3条は、連携する取組及び役割分担でございます。第1号として生活機能の強化、第2号として結びつきやネットワークの強化、第3号として圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野として、取組内容とそれぞれの役割を別表1から別表3までに定めてございます。

第4条は、事務の執行にあたっての連携、協力及び費用負担を定めてございます。取組みの推進に必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案して、当該費用を負担するものとしています。

第5条及び第6条は、協定の変更と廃止についてでございます。この協定の変更または廃止をしようとする場合には、あらかじめ議会の議決を経るものとすることを定めてございます。

第7条は、疑義の解決について定めてございます。

なお、別表1には、生活機能の強化に係る政策分野として医療、広域観光、教育、環境、防災、福祉、産業振興の7分野を掲げてございます。

別表2には、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野として、地域公共交通と地域内外の住民との交流・移住促進の2分野を掲げてございます。

別表3には、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野として、人材の育成と圏域内市町村職員等の交流の2分野を掲げ、それぞれ取組内容及び役割について定めており、従来の協定内容と大きく変わらないものの、1市4町において調整を図った上で、より広域的な取り組みを想定した表現としてございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本件は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 19 議案第 16 号

◇議 長 日程第 19、議案第 16 号、定住自立圏形成協定の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。川口副町長。

◇副 町 長 定例会議案書 223 ページをご覧くださいと存じます。議案第 16 号、定住自立圏形成協定の廃止について。

平成 23 年 3 月 23 日締結した網走市との間における、定住自立圏の形成に関する協定を廃止したいので、大空町議会基本条例第 8 条第 1 項第 3 号の規定により、議会の議決を求める。令和 4 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

記、1、協定の相手方。網走市南 6 条東 4 丁目、網走市長、水谷洋一。

定住自立圏形成協定につきましては、網走市と大空町の枠組みで締結をしているところですが、新たに斜里町、小清水町、清里町もそれぞれ網走市と協定を締結する運びとなりました。これによりまして、圏域全体が関係する協定内容となるよう 1 市 4 町において整合を図ったうえで、網走市と大空町の協定を新たに締結することが必要となりました。

先ほど、議案第 15 号におきまして、新たな協定について提案をさせていただきましたので、これまでの協定を廃止しようとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 20 議案第 17 号

◇議 長 日程第 20、議案第 17 号、オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 225 ページでございます。議案第 17 号、オホーツク町村公平委員会規約の変更について。

地方自治法第 252 条の 7 第 2 項及び第 3 項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決

を求める。令和４年３月８日提出、大空町長、山下英二。

２２７ページは変更条文でございます。

内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の９ページをお開き願います。オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約新旧対照表です。

このたびの変更は、公平委員会の運営にかかる経費のうち、特定の事務に要する臨時的なものにつきましては、当該町村等の負担とすることとして規定を整備するものでございます。

具体的には右側、変更前の規約第６条中、「ただし、その費用は、その職員数に比例して、関係町村等が分担する。」を左側変更後では、「ただし、その費用のうち経常経費は、関係町村等がその職員数に比例して分担し、特定の事務に要する臨時的経費については、当該町村等の負担とする。」に改めます。

附則としてこの規約は、令和４年４月１日から施行するものでございます。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２１ 議案第１８号

◇議 長 日程第２１、議案第１８号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書２２９ページでございます。議案第１８号、指定管理者の指定について。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和４年３月８日提出、大空町長、山下英二。

記、１、施設の名称等。大空町東藻琴３４０番地の１、大空町障がい者福祉センターちあふる。

２、指定管理者の名称等。大空町東藻琴３８７番地の８、社会福祉法人東藻琴福祉会、理事長、山川秀雄。

３、指定の期間。令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで。

大空町障がい者福祉センターちあふるにつきましては、障がい者に対し必要な支援を行うことにより、地域住民と触れ合いながら社会参加と自立を促進し、障がい者の福祉の向上を図ることを目的に平成２４年４月１日に開設

し、グループホーム9室、短期入所2室の居住支援や、生活介護及び就労継続支援B型としての日中活動支援を最大19名まで行っているものでございます。

平成24年4月1日から開設と同時に指定管理者制度を導入し、社会福祉法人東藻琴福祉会において、2期10年間、指定管理者として管理運営が行われ、令和4年3月31日をもって期間満了となりますが、現在の指定管理者であります社会福祉法人東藻琴福祉会につきましては、これまで施設を適切に管理運営しており、また、障がい者福祉に精通した職員を有し、地域に根差した活動を行っております。東藻琴福祉会に管理運営をさせることで、高齢者、障がい者福祉に関するノウハウや人材を活用して、施設の設置目的を達成できることが見込まれることから、令和3年10月5日開催の指定管理者選定委員会において、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の規定に基づき、公募によらない指名が適当であるとの意見を受けたところでございます。

また、令和4年1月31日付けで、社会福祉法人東藻琴福祉会から募集要綱に沿った指定申請書及び関係書類等の提出を受け、令和4年2月10日開催の指定管理者選定委員会において、社会福祉法人東藻琴福祉会が継続して管理運営することが適当であるとの回答をいただきましたので、令和4年度から5年間、指定管理者の指定の議決を求めるものでございます。

なお、大空町定例議会参考資料の11ページに、大空町障がい者福祉センターちあふるの施設概要等を記載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第22 議案第19号

◇議 長 日程第22、議案第19号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。作田産業課長。

◇産業課長 議案書の231ページでございます。議案第19号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和4年3月8日提出、大空町長、山下英二。

記、１、施設の名称等。大空町女満別昭和９６番地の１、メルヘン公園。

２、指定管理者の名称等。大空町女満別昭和９６番地１、一般財団法人めまんべつ産業開発公社、理事長、濱名敏之。

３、指定の期間。令和４年４月１日から令和９年３月３１日までの５カ年となっております。

メルヘン公園につきましては、町民及び都市住民が農業体験を通して交流を深めるとともに、農畜産物の加工、研究活動の機会を創造し、地域の活性化と農業の振興を図ることを目的に平成１３年４月に開設しております。

この施設につきましては、平成１８年度から指定管理者制度を導入いたしまして、本年で４期１６年を迎えております。現行の指定管理者期間が本年３月３１日で満了いたしますが、これまで指定管理者としております一般財団法人めまんべつ産業開発公社につきましては、施設管理のノウハウやメルヘン公園の設置目的を達成すべく職員体制も整えられており、また、利用者が満足する住民サービスなどを提供してきた実績や管理運営を安定して行うための有資格者も有しており、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが見込まれることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定に基づき、公募によらず、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

さらに、人的サービスや事業企画などを実施事業の成果を検証するために一定の期間を要する施設であるため、今回、指定期間を４年から５年に延長させていただいております。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第７条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、施設の概要等につきましては、参考資料の１３ページに掲載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２３ 議案第２０号

◇議 長 日程第２３、議案第２０号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書２３３ページでございます。議案第２０号、大空町職員の

育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和４年３月８日提出、大空町長、山下英二。

２３５ページは、改正条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の１５ページをお開き願います。

大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。このたびの改正は、人事院勧告を踏まえまして、妊娠、出産、育児等々、仕事の両立を支援する措置として非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するものでございます。

具体的には、表の右側、第２条第３号アの（ア）を削りまして、育児休業の取得に必要であります１年以上の在職要件を廃止するものです。

その下の（イ）と（ウ）につきましては、削除に伴う条項のずれとそれに伴う文言を改めるものです。

次に、下段の第２３条、１６ページに移りまして、右側、改正前の第２号は、部分休業の対象職員に関する規定ですが、アの１年以上の在職要件を削除しまして、イの規定を左側、改正後の第２号の本文に明記して整理をするものです。これらの改正によりまして、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員につきましては、１年以上の在職要件がなくなり、採用当初から休業を取得できるようになります。

次に、左側、第２７条として、任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

第２項としまして、任命権者は、職員が前項の規定による申し出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならない。

さらに、第２８条、任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。第１号、職員に対する育児休業に係る研修の実施。第２号、育児休業に関する相談体制の整備。第３号、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置といたしまして、妊娠、出産等についての申し出があった場合の措置などにかかる規定を追加いたします。

なお、附則としまして、この条例は、令和４年４月１日から施行するものでございます。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第24 議案第21号

◇議 長 日程第24、議案第21号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書237ページでございます。議案第21号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和4年3月8日提出、大空町長、山下英二。

議案書239ページから240ページが改正条文でございます。

改正の内容を定例会参考資料17ページから20ページに大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要。21ページから31ページには新旧対照表を掲載してございます。概要により改正内容を説明させていただきますので、定例会参考資料17ページをお開きください。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正により、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割額の10分の5を減額するほか、所要の改正を行うものでございます。

上から一つ目の国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額、第3条見出し。同じく二つ目の被保険者均等割額、第4条見出し。三つ目の世帯別平等割額、第4条の2見出しにつきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備でございます。

施行期日は公布の日からとなっております。

三つ目の平等割額に係る第4条の2第1号につきましては、法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備及び第21条第2項の追加による整備でございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日でございます。

四つ目でございます。後期高齢者支援金等課税額の所得割額、第5条につきましては、法施行令の一部改正に伴い、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「基礎控除後」に改めるもので、施行期日は公布の日でございます。

五つ目の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課、第11条第1項。その下6つ目の国民健康保険税の減額、第21条第1項につきましては、法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備でございまして、施行期日は令和4年4月1日でございます。

18ページでございます。国民健康保険税の減額でございます。上から、第21条第2項第1号ア及びその下でございます。同項第2号アにつきましては、7割軽減世帯における医療分と後期高齢者支援分の均等割額につきまして、それぞれ現行の10分の5が減額となるものでございます。

その下、第 21 条第 2 項第 1 号イ及びその下、同項第 2 号イにつきましては、5 割軽減世帯における医療分と後期高齢者支援分の均等割額について。

19 ページでございます。上から、第 21 条第 2 項第 1 号ウ及びその下、同項第 2 号ウにつきましては、2 割軽減世帯における医療分と後期高齢者支援分の均等割額につきまして。その下、第 21 条第 2 項第 1 号エ及びその下、同項第 2 号エにつきましては、軽減なし世帯における医療分と後期高齢者支援分の均等割額につきまして、それぞれ現行の 10 分の 5 が減額となるものでございます。

いずれも施行期日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

20 ページでございます。特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例、第 21 条の 2 の「前条第 1 項の及び前条第 1 項第 1 号」に改める改正につきましては、法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備によるものでございまして、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

その下、「総所得金額及び、第 3 号において同じ」を「第 3 号において同じ及び」に改めるもので施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

附則第 4 項から第 6 項、第 8 項から第 15 項につきましては、法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備による第 21 条第 2 項の追加による整備でございまして、施行期日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

最後に、附則の適用区分でございます。附則第 2 項におきまして、この条例（前項ただし書きに規定する改正規定に限る。）による改正後の国民健康保険条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 25 議案第 22 号

◇議 長 日程第 25、議案第 22 号、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

◇住民課長 議案書の 241 ページでございます。議案第 22 号、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 4 年 3 月 8 日提出、大空

町長、山下英二。

議案書 243 ページから 246 ページにつきましては、改正条文でございます。

改正内容につきましては、参考資料にてご説明申し上げますので、大空町議会定例会参考資料の 33 ページをご覧ください。議案第 22 号関係、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

改正の趣旨でございますが、大空町の廃棄物処理は大きく分けて、燃やすごみ、燃やせないごみ、生ごみ、資源物の四つの区分に分類しております。燃やすごみは、焼却処理施設で処理し、焼却残渣と燃やせないごみについては、最終処分場に埋め立てられ、生ごみは、堆肥化処理施設で堆肥化に、資源物はリサイクルセンターで選別、一時保管した後、再生処理事業者により再資源化されております。

平成 17 年度にごみ処理の有料化が始まっておりますが、有料化を始めるにあたり、町民の皆様方には廃棄物処理にかかる経費の 30 % を廃棄物処理手数料や資源物売払代、他の自治体からの負担金等の収入で賄うことで説明させていただき、ご理解をいただいていたところでございます。これまでの間、見直しについては行っておりませんでした。有料化開始後、生ごみの分別開始や小型家電の収集開始など、循環型社会推進のための取り組みを進めてまいりましたが、施設の老朽化等により維持管理費が増大してきて、収入の割合が平成 28 年から令和 2 年度までの平均値で 22.7 % まで低下してきたところでございます。このため令和 2 年 10 月に資源物減量等推進審議会を設置いたしまして、ごみ処理手数料の見直しについて諮問し、2 年間にわたり見直しについて計 8 回の審議会において審議をいただき、昨年 12 月に答申をいただいたところでございます。

改正の内容ですが、第 1 条の別表第 1、ごみ収集運搬手数料の部、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処理の款、燃やすごみ・燃やせないごみの項、基礎単位及び金額の欄中、指定された処理券の 5 リットル用を 10 円から 15 円に、10 リットル用を 20 円から 30 円に、15 リットル用を 30 円から 45 円に、30 リットル用を 60 円から 90 円に、45 リットル用を 90 円から 135 円に改め、同じく生ごみの項の指定された処理券の 3 リットル用を 6 円から 9 円に、5 リットル用を 10 円から 15 円に、10 リットル用を 20 円から 30 円に、15 リットル用を 30 円から 45 円に、30 リットル用を 60 円から 90 円に改めるものでございます。

次に、事業系廃棄物の収集、運搬及び処理の款、燃やすごみ・燃やせないごみ、生ごみの項、基礎単位及び金額の欄中、指定された処理券の指定ごみ袋 1 個につき処理券を添付（ただし、排出されるごみが事業所と家庭生活とを区別しがたい場合は 1 個までは添付しない。）50 円を 80 円に改めるものでございます。

35 ページになります。第 2 条の別表第 1、ごみ収集運搬手数料の部、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処理の款、燃やすごみ・燃やせないごみの項、基礎単位及び金額の欄中、指定された処理券の 5 リットル用を 15 円から 2

0円、10リットル用を30円から40円、15リットル用を45円から60円、30リットル用を90円から120円、45リットル用を135円から180円に改め、同じく生ごみの項の指定された処理券の3リットル用を9円から12円に、5リットル用を15円から20円に、10リットル用を30円から40円に、15リットル用を45円から60円に、30リットル用を90円から120円に改めるものでございます。

次に、事業系廃棄物収集、運搬及び処理の款、燃やすごみ・燃やせないごみ、生ごみの項、基礎単位及び金額の欄中、指定された処理券の指定ごみ袋1個につき処理券を添付（ただし、排出されるごみが事業所と家庭生活と区分しがたい場合は、1個までは添付しない。）80円を100円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年10月1日から施行するものとしますが、第2条の規定につきましては、令和7年4月1日から施行することとしております。これは改正に伴う負担の増大を緩和するために、2回に分けて改正するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例改正に伴い、第1条の規定により、本年10月1日から12月31日までの3カ月間、第2条の規定によっては、令和7年4月1日から6月30日までの3カ月間に限って、それぞれの施行日前の処理券を使用できることとしております。これは燃やすごみ、燃やせないごみ、生ごみの処理券は、ごみ袋は10枚入りで町民の皆様方に購入していただいております、その10枚入りを消費する期間が長期にわたる方もいらっしゃることを想定し、3カ月ではありますが新旧の処理券が使用できることとしたところでございます。

また、附則となりますが、本年10月からと令和7年4月からの新旧の処理券が使用できる3カ月が経過した後は、旧処理券につきましては使用できなくなります。そのため、その後の2カ月間、令和5年1月から2月までと令和7年7月から8月までの間ではありますが、役場及び東藻琴総合支所において、金額相当分の処理券と交換することとしております。

改正の内容、新旧の処理券が使用できる期間、交換する期間などにつきましては、本年2月21日から28日までの日程で住民説明会を開催させていただき、悪天候もありましたが、延べ50名程度の方に参加をいただいたところでございます。今後におきましても、町ホームページをはじめ、広報、おしらせ号、各集会等で丁寧に周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２６ 議案第２３号

◇議 長 日程第２６、議案第２３号、大空町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山本建設参事。

◇建設課参事 議案書２４７ページでございます。議案第２３号、大空町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和４年３月８日提出、大空町長、山下英二。

議案書２４９ページは改正条文でございます。

改正内容につきましては、参考資料にて説明させていただきますので、大空町議会定例会参考資料３９ページをお開きください。

改正の趣旨につきましては、大空町道路の構造の技術的基準を定める条例については、町道の道路構造の基準を定めているものであり、国が定める道路構造令の基準を参酌し、制定しているものでございます。

平成３１年４月２５日に道路構造令が改正され、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯上の車道部分として、自転車通行帯に関する規定が追加されております。近年、町内においても自転車の活用が増加の傾向にあり、今後もサイクリングルートの新規開拓が見込まれることから、自転車通行帯に関する規定を新たに設けるものでございます。具体的にどのようなものかといいますと、国道などで外側線付近に青色の矢羽型の路面表示が行われているものが自転車通行帯になります。

改正内容につきましては、第８条の次に第８条の２を追加し、自転車通行帯の規定を加えるものです。第１項及び第２項については、自動車及び自転車または歩行者の交通量が多い道路に対して、自転車通行帯を設置する規定であります。第３項については、自転車通行帯の幅員を規定するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで１０分間休憩します。

（休憩 午後 １時４７分）

(再開 午後 1時56分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第27 議案第24号 から 日程第34 議案第31号

◇議 長 日程第27、議案第24号、令和4年度大空町一般会計予算から日程第34、議案第31号、令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括議題とします。

山下町長から、大空町議会定例会にあたっての予算提案説明の申し出がありますので、これを許します。山下町長。

◇町 長 令和4年第1回大空町議会定例会にあたり、予算の概要をお示し、町議会議員並びに町民の皆様にご理解を賜りたいと存じます。

本年は、町長の改選期であります。私自身も立候補をしないと表明いたしましたことから、通常予算とは異なり骨格での予算を念頭に編成にあたったところであります。

世界各地でまん延している新型コロナウイルス感染症による影響は長期化し、依然として厳しい生活を強いられています。町内においても集団感染が確認され、小学校、中学校の休校や学年閉鎖、認定こども園の休園のほか、一部の公共施設を休館し、町民の皆様には不安とご不便をかける状況となっています。このような様々な困難の中、医療従事者をはじめ、地域を守るため尽力されている皆様に敬意を表するとともに、感染拡大の防止にご協力をいただいている町民、事業者の皆様に感謝を申し上げます。ワクチンの3回目接種を進め、感染防止とともに、地域経済の活性化に向けた対策に取り組んでいます。1日も早く安心して暮らせる日常を取り戻すことができるよう、切に願うものであります。

また、ロシアによるウクライナ侵攻から10日以上が経ちました。一向に和平が訪れる気配もなく、戦争の恐ろしさと虚しさ、憤りを感じざるを得ません。平穏な日々を願うと同時に、私達にできることは何かを考えてまいりたいと存じます。

予算は骨格予算としながらも、町民皆様の生活に影響が出ないよう、早期に事業を実施する必要があるものなどにつきましては、当初予算として提案させていただいております。コロナ禍において、切れ目のない対策が重要と考え、継続性、効率性などを踏まえ計上させていただいているものもございします。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

予算編成の結果、令和4年度各会計の当初予算は、一般会計77億4,819万7,000円、国民健康保険事業特別会計11億4,568万8,000円、後期高齢者医療特別会計1億2,486万2,000円、介護保険事業勘定特別会計7億5,944万8,000円、介護サービス事業勘定特別会計627万2,000円、簡易水道事業特別会計3億4,866万9,000円、下水道事業特別会計3億8,167万円、個別排水処理事業特別会計3,737万5,000円、合計105億5,218万1,000円と

いたしました。

なお、提案しております予算の細部につきましては、担当者から説明させていただきます。

ご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 林総務課長。

◇総務課長 議案書 251 ページをお開き願います。提案に際しまして、別冊で配付しております。令和 4 年度大空町各会計予算書をご用意願います。なお、説明にあたりましては、重複する部分を省略させていただきますのであらかじめご了承くださいと存じます。

議案第 24 号、令和 4 年度大空町一般会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和 4 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

予算書の 1 ページをお開き願います。令和 4 年度の大空町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 4, 819 万 7, 000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。これにつきましては、2 ページから 6 ページに掲載しております。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務の負担することができる事項、期間及び限度額は、第 2 表、債務負担行為による。これは 7 ページに掲載し、5 件、総額 2 億 4, 949 万 7, 000 円を設定するものでございます。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表、地方債による。これは 8 ページから 9 ページに掲載し、19 件、総額 3 億 3, 965 万 1, 000 円としております。

一時借入金。第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 億 1, 000 万円と定める。一時的な資金不足を補うため、限度額を地方債と国の交付金を目安に設定するものでございます。

議案書の 253 ページをお開き願います。議案第 25 号、令和 4 年度、大空町国民健康保険事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和 4 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

予算書の 237 ページをお開き願います。令和 4 年度の大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 4, 568 万 8, 000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、

歳入歳出予算による。これにつきましては、２３８、２３９ページに掲載をしております。

次に、議案書の２５５ページをお開き願います。議案第２６号、令和４年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和４年３月８日提出。大空町長、山下英二。

予算書の２６１ページをお開き願います。令和４年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億２，４８６万２，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは２６２、２６３ページに掲載をしております。

議案書の２５７ページをお開き願います。議案第２７号、令和４年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和４年３月８日提出、大空町長、山下英二。

予算書の２７３ページでございます。令和４年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億５，９４４万８，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは２７４、２７５ページに掲載をしております。

次に、議案書の２５９ページをお開き願います。議案第２８号、令和４年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和４年３月８日提出、大空町長、山下英二。

予算書の３０３ページをお開き願います。令和４年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６２７万２，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは３０４、３０５ページに掲載をしております。

議案書２６１ページをお開き願います。議案第２９号、令和４年度大空町簡易水道事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和４年３月８日提出、大空町長、山下英二。

予算書の３１９ページをお開き願います。令和４年度の大空町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億４，８６６万９，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは３２０、３２１ページに掲載しております。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。これは322ページに掲載し、4件、総額6,380万円としております。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000万円と定める。この金額は、地方債額を目安に設定するものでございます。

議案書の263ページをお開き願います。議案第30号、令和4年度大空町下水道事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和4年3月8日提出、大空町長、山下英二。

予算書の339ページをお開き願います。令和4年度の大空町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,167万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは、340、341ページに掲載しております。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。これにつきましては、342ページに掲載し、3件、総額9,370万円としております。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。これは地方債と国から交付金を目安に設定するものでございます。

議案書265ページをお開き願います。議案第31号、令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和4年3月8日提出、大空町長、山下英二。

予算書361ページをお開き願います。令和4年度の大空町個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,737万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは、362、363ページに掲載しております。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。これにつきましては、364ページに掲載し、1件540万円としております。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く 11 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって本案については、議長を除く 11 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。
暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時 14 分)

(再開 午後 2 時 15 分)

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。
ここでしばらく休憩いたします。休憩中に議員控室において予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 2 時 16 分)

(再開 午後 2 時 33 分)

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
お諮りします。先ほど、予算審査特別委員会に付託しました議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 件については、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 14 日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 件については、3 月 14 日までに審査を終了するよう期限をつけ

ることに決定しました。

ここで諸般の報告をいたします。休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に松田信行議員、副委員長に品田好博議員が互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣告

◇議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 2 時 3 4 分)

令和 4 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 4 年 3 月 8 日
- ・ 開 会 令和 4 年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 令和 4 年 3 月 1 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後 藤	忍	7 番	品 田	好 博
2 番	三 條	幸 夫	8 番	齋 藤	宏 司
3 番	上 地	史 隆	9 番	松 岡	克 美
4 番	田 中	裕 之	10 番	深 川	昇
5 番	原 本	哲 己	11 番	松 田	信 行
6 番	沢 出	好 雄	12 番	近 藤	哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	福祉課長
総合支所長	福祉課参事
会計管理者	産業課長
総務課長	産業課参事
総務課参事	建設課長
総務課主幹	建設課参事
移住・定住支援室長	総務課主査
住民課長	

生涯学習課長	生涯学習課参事
生涯学習課参事	

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和4年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和4年3月9日（水） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

（諸般の報告）

日程第2 一 般 質 問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課長	鈴木章夫
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	阿部雅浩
会計管理者	平田義和	産業課長	作田勝弥
総務課長	林敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	小堀弘樹	建設課長	高島清和
総務課主幹	宮田栄	建設課参事	山本純生
移住・定住支援室長	秋葉暢康	総務課主査	安念真人
住民課長	星加政志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉	事務局主幹	田中学
------	-----	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和4年3月9日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

◇議長 おはようございます。ただいまから、令和4年第1回大空町議会定例会2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、1番、後藤忍議員及び2番、三條幸夫議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議長 日程第2、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。3番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、3番。皆様、おはようございます。

現在も残念ながら新型コロナウイルスの感染拡大の脅威が続いており、北海道では、まん延防止等重点措置が21日まで延長となりました。近隣の市町村や大空町でも感染者が未だに発生をしております。一刻も早く収束をし、日常生活を取り戻せることを心より願っております。

それでは通告にしたがい、一般質問に移らせていただきます。ほかの方の質問と重なるところがありましたら、お許しいただきたいと思います。

最初の質問は、不登校の子供の支援についてです。

不登校という状態については、文部科学省は、年度間に連続または継続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者としており、病気や経済的理由を除くと定義をしています。

不登校について、文部科学省が2021年10月に発表した令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、小中学校における不登校の児童生徒数は全国で19万6,127人と過去最多を記録しており、小学1年生から中学3年生へと学年が上がるほど不登校の児童生徒の数が増加するそうです。しかし、病気などの理由で学校を長く欠席している子どもを含めると学校に行くことができていない子どもの数はもっと多くなります。調査によると病気や経済的な理由、新型コロナウイルスの感染回避などで長期欠席している子どもを含めると、学校に行くことができていない子どもは28万7,747人で前年度より13.8%も増加しているそうです。

また、日本財団による不登校傾向にある子どもの実態調査では、不登校傾向の中学生だけで33万人という数字も出ており、学校に行くことができていない子どもが年々増加していることが、こちらからも分かります。

その一方で、各自治体による違いもありますが、不登校の子ども数に対して公的支援が足りていないのが現状であります。

そのようなことから、私たちの町の子どもたちの現状はどうなっているのか。

また、不登校の問題に対して、どのような支援を今まで行ってきたのか、教育長より伺いたいと思います。

続いて、GIGAスクールの取り組みと課題について質問させていただきます。

文部科学省が2019年12月に打ち出したGIGAスクール構想ですが、全国の児童生徒に一人1台の端末と高速通信環境の整備をベースとして、Society 5.0の時代を生きる子どもたちのために個別最適化され、創造性を育む教育を実現させる施策であり、GIGAスクールのGIGAとはすべての人にグローバルで革新的な入口をという意味が込められております。

当初は、5年計画で2023年度までの整備を掲げて取り組みを進めておりましたが、新型コロナウイルスの流行と新たな生活様式への対応を受けて構想は前倒しになり、現在では、ほとんどの自治体で一人1台の端末と高速通信環境が整備されております。

私たちの町でも、この構想により一人1台の端末と高速通信環境を整備しましたが、子どもたちへの授業でどのように活用がなされているのか、また、併せて家庭への光通信環境の整備についても助成を行っておりますが、現状はどのようなになっているのか、教育長より伺いをしたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきますので、お答えいただきますようお願いいたします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 上地議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

最初に不登校の児童の支援についてでございますが、議員からも不登校の定義についてご説明をいただきましたが、私からも改めまして、国が定めま

した不登校の定義について申し上げたいと思います。

不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いた者と、そのようになっています。全国的にも不登校の状況にある児童生徒は年々増加傾向にあり、小学生は学年別に見ると年齢が上がるにつれて徐々に増えている傾向になることも明らかとなっています。

大空町の小中学校における不登校の状況でございますが、さまざまな要因により不登校の状態が続いている児童生徒が存在しております。具体的数値による公表は行っておりませんので、傾向についてお答え申し上げますが、過去と比較し、極端に増えているといったことはなく、横ばい状態が続いております。本町の不登校の要因としては、学業不振、対人関係、性格特性、家庭環境の変化、入学、進級時の不適応などが挙げられます。不登校については、児童生徒本人に起因する特有の事情によって起こるものとして、すべてを捉えるのではなく、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こりうるものとして考える必要があると思っています。

また、不登校児童生徒への支援にあたっては、多様で複雑な不登校の要因や背景をできる限りの確に把握し、不登校に至った状況を理解し、現状に苦しむ児童生徒に共感的理解と受容の姿勢を持って寄り添うことが重要であると認識をしております。町内各学校では、不登校児童生徒への対応として校内支援特別委員会を定期的に開催し、情報共有を図るとともに、個々の児童生徒の要因に応じた効果的な対策などについて協議を行っております。対象家庭へは週1回程度定期訪問を行い、家庭学習用プリントの配付や回収したプリントを採点し、コメントを返すといったことのほか、面談が可能な児童生徒には不安なことや困っていることなどがないか直接本人から聴き取り、理解に努めるとともに、併せて学校の様子なども伝えるようにしております。また、スクールカウンセラーによる巡回相談も随時活用しており、不登校児童生徒や保護者との面談のあり方のほか、学校における対応策などについて指導助言をいただいております。

学校、教育委員会、保健師、保護者、スクールカウンセラーをメンバーとして構成するファミリーサポートミーティングも定期的に開催しており、個々のケースごとに検討を行い、対象家庭のサポートにも努めております。親身に保護者が抱えている不安や悩みなど広い立場からお聞きするなど、ニーズを的確に把握し、支援に繋げており、学校との信頼関係を構築しているところでございます。

さらに、教育委員会に配置しております教育相談員が毎月学校訪問を行い、学校の実態把握に努めるとともに、必要に応じて専門機関に繋げ、専門的な指導助言を仰ぐこととしております。

このような支援を継続していく中で、児童生徒の不登校が改善し、登校できるようになったというケースもあります。不登校だった児童生徒が改善するきっかけとしては、興味を持って取り組める教科ができたことや部活への参加意欲の向上、児童生徒自身が担任の信頼関係を構築し、保護者との連携

により登校へと繋げた、あるいは進路という具体的な目標を持つことで気持ちの変化が生じ、登校へと繋がったというケースもございます。

不登校というと悪い印象が付きまといがちですが、理由なく学校に行かないのではなく、自分を守るために、子どもも苦渋の選択を迫られているといったことも多々あります。そのようなことから無理に学校に行かせることはよくないという考え方も一方でございます。文部科学省では、不登校の児童生徒への支援は、学校に再び登校するという結果だけを求める支援ではなく、児童生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的な自立を目指すことを基本的な考えとしています。不登校の原因や理由はさまざまであり、複数の事情が絡み合っている場合もあります。原因や理由を把握し、その子の歩みのペースに合わせた適切な支援や働きかけを行いながら、社会的自立や復学に向け主体的に動けるよう、教育委員会として学校と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目のGIGAスクールの取り組みと課題について、お答えを申し上げます。

GIGAスクール構想に基づく一人1台端末が、昨年度一斉に町内各学校に配置され、今年度から本格的にタブレットを活用した授業に取り組んでおります。答弁につきましては、小中学校を中心にお答えを申し上げたいと思います。

小学校での取り組み状況といたしましては、国語、算数、理科、社会などすべての教科、領域で端末を使用しております。活用の一例としては、国語では漢字の書き順の確認、算数では時計の描画やグラフの作成、道徳では自分の考えを書き、付箋機能を使った意見交流、また、調べたことをまとめて成果物を作成したり、友達の作品へのコメント付けや作業や運動の参考となる動画を見たり、見学先でのインタビュー撮影や展示物の撮影、体育では自分たちの動きを動画で撮影して確認するなど、授業ごとに教職員が工夫を凝らしながら活用しています。

また、授業以外でも児童会選挙での投票や児童を対象とした学校評価アンケート、生活委員会への呼びかけポスター作りや児童会活動での動画作成などに活用しています。

中学校においても、全教科での活用となっております。活用の一例としては、知識、技能の習得を中心とした内容の学習動画の配信やテスト機能を活用した学習事項の小テストの実施による知識の定着、スライドのコメント機能を活用し、生徒の良い意見や助言などを書き込んで評価したり、資料の提示や個人や班での意見交換、振り返り時のまとめなど、幅広く授業に活用しております。

また、授業以外でも生徒総会の議案書などについて、端末を使用することによるペーパーレス化を図ったり、生徒を対象とした学校評価アンケート、生徒会アンケート、朝の健康観察などにも活用しています。

一人1台端末のメリットとしては、小学校では調べ学習の時間短縮、教室内を移動しなくても友達の作品や考えに触れられるといったことや、児童個々の学習状況の瞬時の把握とタイミングのよい指導助言が可能になる、遠

隔地と繋いだ学習ができるなどが挙げられます。

また、中学校ではリアルタイムで意見や考えを交流することができることや、一人一人の定着状況に応じた指導の個別化が可能になる、一人一人の個性や興味、関心に即した学びの法制化が図られるなどが挙げられます。

一人1台端末のメリットは、子どもたちだけではなく教職員の事務作業の負担軽減や働き方改革にも繋がっているという効果も見られています。具体的には、これまで保護者に対して紙で行っていたアンケートなどをグーグルのアプリケーションを活用し、オンラインで行うことにより、提出状況の把握や集計作業までシステム上で行うことができたり、宿題の配付、提出をオンラインで行うことで、採点、返却といった作業の効率化が図られることなどが挙げられます。

これらの取り組みを支えるため教育委員会では、GIGAスクールサポーター事業を活用し、随時学校から疑問等に対応できる体制を構築するとともに、本格実施に先駆けて昨年3月にICT研修会を開催してから、これまで4回に渡り、レベルに合わせたステップ研修というものを実施してきております。教職員も積極的に研修に参加し、端末を活用した新たな授業改革に熱心に取り組んでいただいているところです。

また、町内各学校を代表する教職員で構成するICT活用推進委員会では、授業支援ソフトやドリル教材ソフトの教育効果について、研究協議を行ってまいりました。教育委員会といたしましては、個別最適化された学習環境を整えるために、授業支援ソフト等の活用は有効と考え、来年度の導入を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、家庭への通信環境整備費補助金の補助実績についてでございます。

実績といたしましては、令和2年度2件、令和3年度43件の合計45件でありました。これまで小学校、中学校の保護者に対し、補助事業の内容周知を行うとともに、整備状況にかかるアンケート調査を実施し、家庭における通信環境の状況の把握も併せて行ってまいりました。アンケート調査結果では、すべての家庭が通信環境を整備している状況には至っていないということが分かっております。

また、今年度は一部の学校で、学校と家庭を繋ぎ、試行的に学習指導の実践にも取り組んでおりますが、今後、本格的に家庭と学校を繋ぐオンライン学習を進めていかなければならないと考えております。どのような運用上や指導上の課題が生じるのか、しっかり検証しながら活用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。教育長より取り組みの状況、学習面の活用について
もご説明をいただきました。

実際にお聞きした内容として、週1回訪問とか大変苦勞されているのだな
と思いましたし、スクールカウンセラーの配置とかファミリーサポートミー

ティングなど含めて、各関係と連携し対応されているのだなど。そのことに対しては、私からも敬意を表したいと思いますし、感謝申し上げます。

その中で改めてお聞きしたいのが、今回の質問では、文部科学省の不登校児童生徒への支援のあり方という資料を参考にさせていただいたのですが、もちろんご存じだと思いますが、スクールカウンセラーの配置、文科省の事業で取り組んでいます、実際に令和3年度全公立小中学校に対して2万7,500校、そして貧困対策のための重点措置の配置で1,400校、教育支援センターの機能強化250箇所、そして、今回に関わるいじめ・不登校対策のため重点配置で1,000校という実績も確認していますし、スーパーバイザーなども90人配置と、そのように調べました。スクールソーシャルワーカー、たぶん教育相談員のことを言われていると思いますが、これに対しても全中学校区に対する配置1万校というのも確認し、貧困対策1,400校で、また教育支援センター同じく250箇所、そしていじめ・不登校対策の重点配置が同じく1,000校、スーパーバイザーも同じく90人というふうに調べたのですが、その中で出てくる教育支援センター配置は、実際に資料を確認させていただいたのですが、平成29年度の調査で全国1,142箇所、全国の自治体の63%が設置しているということであり、私たちの町も市町村は努力義務であるので教育支援センターの配置とか設置なども今後検討できないのかと。教育支援センターというのは不登校の子どもだけではなくて、いじめ、虐待などさまざまな問題を含めて、中核的な機能も有していますし、さまざまな学習機会の点検の一つの機関ともなっているのです。

今後、そのようないろいろな課題が出てくる中で、教育支援センターなどの設置なども検討していただけないかなと思います。このことについてどのようにお考えなのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 教育支援センターについてのご質問がございました。

教育支援センターについては、現在、大空町には設置されておられません。

教育支援センターはどのようなものかといえば、長期的に学校を休んでいる子どもたちのために学校とは別の場所に用意した公的機関とされておりまして、学習指導を行うといったことから適応指導教室といった呼ばれ方もしているものでございます。

大空町では以前、公共施設の空きスペースを活用いたしまして、適応指導教室を開設しようとする試みがございましたけれども、結果として、対象児童の利用には至らず、断念したといった経過がございます。近隣市町村でも市や学校数の多い町では、適応指導教室の設置というのが見られますけれども、小規模町村では専任スタッフを配置しても利用に繋がらないといったケースが多く、設置が進んでいないといった実態がございます。

町内の学校では教室に入ることに抵抗感のある児童生徒のため、専門家の指導助言のもと、保健室への登校であったり、他の空き教室への登校を認め

ているケースもございます。まずは、できるだけ学校に登校してもらうということを最優先に考えた対応策の一つと考えておりますが、学校では既存の学校施設機能を最大限生かしながら、さまざまな創意工夫をもって、児童生徒のニーズに応えようとしてくれております。適応指導教室は設置を決して否定するといったものではなく、不登校児童生徒のよりどころとして有効な制度であると認識しておりますので、今後必要となるケースが生じた場合は、前向きに設置の検討も考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。教育長よりご答弁をいただいて、必要になった場合は前向きに検討していただけると。現在は既存のものを最大限利用して効果を発揮したいということでご説明をいただきましたし、保健室登校なども含めて少しずつ子どもたちに寄り添った支援をしていくということもお伺いをしました。

その中で改めて質問したいのですが、相談支援体制について、窓口ですね。同じ資料で文科省の取り組みの中で、24時間子どもSOSダイヤル、そしてSNS等を活用した相談支援体制、または現在端末が整備されていますので、ICT端末を利用した相談支援体制の拡充ということが取り上げられておりました。実際に私たちの町も端末が整備されている。相談支援体制は充実できるのではないかなと。子どもたちも触れていますので、今後そのような取り組みだったら大きな経費をかけなくともできるのではないかなと思いますし、先ほど言ったようにいろいろな相談窓口とか、民間のさまざまな学習機会、そういうものも保護者の方、児童の方のプライバシーに配慮しながら、何とか分かりやすく周知をしていくということも必要じゃないかなと。

あと実際に言われたのは、やはり地域住民の理解を進めていただきたいなと。実際に人数は横ばいとは言ってはいても、少しずつではあるのですが、いるということもありますし、実際にお話しした経緯で大変苦労されていることもお聞きしています。そのとき、やはり悩みを相談できる場所というのは大切な場所かなと思いますので、そのことについてどのようにお考えか改めてお聞かせをください。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 相談体制等について、ご質問いただきました。

北海道教育委員会中心に、いじめの問題も深刻でございますし、不登校の問題、児童生徒はもちろんでありますけれども、その保護者の悩み相談対応の窓口というのは、公的機関として相当数、実は北海道も国も設けてくれております。それを一覧表にした形で、悩みがあればフリーダイヤル電話してくださいといったアナウンスも保護者の皆さんに随時周知をさせていただいております。

また、ネット社会の中でさまざまな学びの機会というのは、議員おっしゃ

ったように得られると。その糸口というか、どのような窓口が用意されているかといったことも、道教委を通じて自宅でもネットで学べるような、そういうサイトを持っておりますし、民間でもございますので、そういったものを紹介することも、保護者の方に道教委からの情報をもとにお伝えするというようなことも取り組んでいるところであります。

でもやはり身近にいる大人たち、また、先生、私たちが早く子どもたちの変化に気がついてあげるということが1番大事なことではないかなと私は思っております。取り分け一昨年来の新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、学校に対し、子どもたちの心のケアに真剣に取り組むよう繰り返し指示を行ってまいりました。これまでとは異なった要因で不登校状態になってしまうといったことも想定され、いつにも増して注意深く、子どもたちの変化を見逃さないことや、普段からどんなことでも気軽に先生に相談できるよう学級環境を整えていると、そこに意を注いでもらっているところでございます。

そんなことで、いろんな相談窓口などのご紹介もさせていただきながら、なおかつ、身近にいる大人がしっかりと見守ると。そういうようなことを今後とも繰り返し対応していくことが不登校の未然防止であったり、安心した教育環境の提供ということに繋がるのではないかと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 不登校の子どもたちの支援については、これで質問を終わりたいと思います。教育長が言われるように、少しでも早い段階で子どもたちの変化に気づくように、保護者だけではなくて地域住民の方にも理解をしていただくことも必要になってくるのではないかと思いますので、こちらについてはしっかり行っていただきたいと思います。

続いて、2点目に移りたいと思います。タブレットのことです。GIGAスクール構想について質問したいと思います。

取り組みについては全教科行っているということ、活用していただいているというのもお聞きしましたし、実際にアンケートを取ったり、いろいろさまざまな意見交換にも使われているということもお聞きしました。実際にGIGAスクールサポーターを使いながらICT研修を4回に分けて先生方に行ったと。また、授業支援ソフトのほうも有効であるということで今後進めていくということをお聞きしましたが、その中で改めて質問したいと思います。

文部科学省のGIGAスクール構想の現状と課題というものがあって、これで2021年5月に全国の1,815自治体、3万2,646校が回答されました。その中で最も多かったのは、やはり、学習指導の活用というのが701市町村39.8%と多くありました。教員のICT活用指導力というのが続いて631市町村35.8%、そして最後に端末の持ち帰り等が568市町村32.3%と続いてありました。やはり授業での活用が大変難しい

と。実際に研修を受けても、先生方は忙しい中、畑が違うというのも不適切かもしれないですが、新しいことをやるということは大変なことだと。これは答えなくていいですが、実際に先生方、女満別小学校で先生とお話をしたら平均残業時間が20時間くらいあって、中には80時間を超す例もあると。そのような中、試行錯誤しながら新たなものに取り組み大変ご苦労されているというのもあります。

その中で、心配なのがICT技術面ではGIGAスクールサポートなどを利用して検証を行っているということですが、自治体によっては、民間の活力を使ったりだとか、そういうICT技術に長けた方に協力していただいて学習に取り組んでいるという自治体もあります。そのようなことも今後試行錯誤していく必要があるのではないかと。

あとは、お持ち帰りについても、網走をはじめ近隣の市町村は、もう行っていますので、部分的ではありますがようやくうちの町で開始をしているということですが、やはり、お持ち帰り、現在コロナ禍で、臨時休校になったり、暴風雪で子どもたちが本当に学校に行けていない。家にいる時間が増えていると。また、それだけではなくて、家にいることで生活バランスが乱れているという問題も出ています。そのようなことから早期に整備する必要もありますし、通信環境の整備がされてないところがまだあるということをお聞きしましたが、そのような問題を早期に改善しなければいけないと思いますが、そのことについて、どのようにお考えでしょうか。

◇議 長 教育長。

◇教育長 何点かご質問をいただいたわけですが、まず、一人1台端末の授業支援と授業指導、そういった部分での教職員の研修でございます。1回目のご答弁で申し上げましたようにGIGAスクールサポーターを配置したことで、できることについては、先生たち、会得できたのではないかなと。それを実践に移していただいているということになってきております。一定程度定着してきたものと、そのように受け止めておりまして、そうはいながらICTの活用のためのスキルアップ研修というものは継続して取り組むべき喫緊の課題であるとも捉えております。

今後は北海道教育委員会も教職員を対象としたさまざまな研修を予定してくれておりますし、また、ICT企業も積極的な研修というものをやっただくようになってございますので、私どもとしては、教職員がより多くその研修に参加できるような体制なり配慮といったものを尽力していきたいなと思っております。

端末の持ち帰りの関係でございますけれども、近隣の自治体では冬休み期間を利用して試行的に実施している自治体もでてきております。本町では、これまで家庭への通信環境整備費補助、また端末の授業の活用といったところを重点的に取り組んできておりますけれども、併せて一部の学校においては、学校と家庭をオンラインで繋いで、試行的に学習指導の実践というものもやっけてきております。コロナの関係で自宅待機を余儀なくされた家庭と学

校とを繋いで、家に居ながら授業に参加していただくということも実はやってきておりますので、先生たちもそういった意味での実践を積んできているこの年度にもなっております。そのようなことで、端末の持ち帰りについては、今、課題も併せて整理しながら、教育委員会として来年度から実施できるように準備を進めてきております。ただ、持ち帰りを行う際は、端末の故障原因に応じた修繕費用の負担区分をどうするかといった問題でありますとか、通信環境のない家庭に対し、モバイルルーターを町として貸与できないかといったことなども、今、検討をしております、ルールづくりや必要な調査といったものを行いながら、いわゆるリモート授業の実現に向けた環境整備の準備を進めてまいりたいと思っております。

また、端末を家庭で使用する際は、必要となる通信費用は、原則、各家庭にご負担していただくというように考えておりますが、現在、経済的理由により就学困難と認められます児童生徒の保護者に対しては、オンライン学習通信費として年額1万5,000円を上限に実費を支給する制度を設けております。今後の端末の活用実態や通信費用の負担状況などを町として把握しながら、支援のあり方について継続して検討していかなければならない課題の一つと、そのようにも思っているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。教育長よりご答弁をいただいて、実際にモバイルルーターなど新たな政策も考えていると。来年度の実施に向けて進めているということもお聞きしましたし、また、通信環境を整備されてない方に対しても、直接できるよう、そのようなことができないかということも検討されているということも確認しました。また、通信費の上限についてもプロバイダー料を心配していましたけど、上限1万5,000円まで補助するということが聞きましたので、その点について理解はしました。

教育長が言われたようにICT機器をお持ち帰りした場合、壊れたときの補償など含めて、さまざまな問題、制約があるということもお聞きをしましたが、その中でICT機器、壊れやすいのもあるのですが、昨年、端末のほうを整備されましたが、今後、ほかの自治体も悩んでいる問題として、今後、国の補助が先細りする中で、こういうICT機器というのは、保守、点検、またはシステムの更新とか、多大な予算がかかってくるということもあるので、今後、計画的に整備なども考えていかなければいけないと。そのような問題もありますし、それについて、今後どのようにお考えをお持ちなのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 GIGAスクール構想において、令和2年度に小学校、中学校の児童生徒、また、教職員用の端末の整備を単年度で図ったということであり、端末の台数にいたしますと576台という非常に多い数値でありまし

た。購入費用は3,800万円に上っております。1台あたりに換算いたしますと、およそ6万6,000円といった数字になるわけであります。

国の構想は当初、令和5年度までに年次計画で全国の小中学校に一人1台端末を実現するということからスタートした訳でありますけれども、このコロナの状況が生まれて一刻を争うと。速やかにGIGAスクール構想の前倒しをして実現するということで、複数年計画のものが単年度で実現するといったことになりました。それを国としても財源措置を今回は行ったということでありまして、初期導入として、国の補助金、また、地方創生の臨時交付金といったものが財源となりましたけれども、今後、入れた端末を更新する財源といったものについては、現在、国においても一切示されていない状況となっております。機器の対応年数は一般的に5年程度と考えますと、端末やその他附属機器の更新に向けた準備も進めていかなければならないということになるかと思っています。単年度の更新ということになれば、事業費も相当額となるものでありますので、今後の国の動向も注視しながら、計画的更新が図られるよう取り組んでまいりたいと、そのように思っています。

なお、道立学校については、来年度からは保護者が購入して学校に持ち込むと。いわゆる保護者全額負担という形で道立学校は来年度以降進めていくというような情報も得ているところでありまして、義務教育のあり方という部分では、また違うものではないかと思いつつも、財政力の相違によって子どもたちの環境に不公平が起きるということはあるのではないかなど、そのようにも考えておりまして、いずれにいたしましても、この環境を継続できるよう財源的なものも含めて、しっかりと計画を立ててまいりたいと思っております。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 教育長が言われるように計画的に、金額としても大きな額が今後かかってくると思いますので、最後に言われたように市町村間によって、財源によって教育の格差はあるのではないかと思いますので、この点についてもしっかりと進めていただきたいと思います。

これで一般質問は終了いたしますが、今回、任期最後の一般質問に教育長よりお答えをいただき、ありがとうございました。また、任期8年になりますが、山下町長には8年の間、さまざまな一般質問にお答えをいただいて、また中には施策に反映していただいたものもありますので、これはお答えしなくても結構ですが、改めて感謝を申し上げ、質問を終わりたいと思います。

◇教 育 長 児童生徒一人1台端末の整備実現によりまして、学校における教育改革が加速度的に進展しています。

GIGAスクール構想は、これからの新しい時代を生きる子どもたちのために児童生徒一人一人の個別最適化と創造性を育む教育の実現を目指すものであります。教育委員会として引き続き学校と緊密な連携をとりながら、子どもたちの学びの保障と教育環境の充実のため、一層努力を傾注してまいり

たいと考えております。

今後とも、教育委員会にご指導賜りますようお願い申し上げます。

◇上地議員 一般質問を終わります。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時54分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、一般質問を続けます。

次に、2番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 はい、2番。令和4年第1回大空町議会定例会において、通告により一般質問をさせていただきます。

最初に、大空高校の寮、緑友寮と女満別寄宿舍の現状と課題についてお知らせください。

大空高校がスタートして2年目を迎えようとしていますが、学校の統合の際、寮の建替え等も予定されたのかどうかも含めてお知らせください。

東藻琴、女満別にそれぞれ寮を有しており、両方の寮がなぜ有効活用できなかったのか。また、今なぜ、急いで寮の改築が必要なのか。建設に至るまでの経過をお聞かせください。

2点目、大空高校の寮の建設計画について伺います。

令和4年度の整備に向け、寮の設計が進められていますが、整備の場所、整備の概要、事業費、スケジュール等についてお知らせください。

寮の建設というものは、そう度々できるものではないと思います。今、たまたまコロナ禍で三密を防ぐということは寮生活を送っていただく生徒さんにとっては非常に大事であります。コロナ対策、寮生が一堂に集い、楽しく空間など工夫されていると思いますけれども、学びの拠点として機能がどれくらい備わっているのか、お尋ねしたいと思います。

以上について、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 三條議員からの一般質問にお答えを申し上げます。

大空高校は、昨年4月、町立の全日制総合学科としてスタートいたしましたが、早いもので間もなく丸一年を迎えようとしております。この間ICTを活用した特色ある教育実践や生徒たち自ら取り組んだ数々の活動が新聞、

テレビ、ラジオなどのニュースとして取り上げられました。

また、学校、公設塾、高校寮においても、自らSNSなどを通じて、道内外に情報発信し、多くの反響をいただいているところです。

さらに、北海道教育委員会をはじめ、他府県の教育委員会や道内の自治体、管内の町村議会など多くの視察団にも来校いただいております、多方面から注目をいただける高校となっております。

先月2月14日には、最終の高校出願状況が公表となりました。大空高校は開校1年目であるにも関わらず、定員40名を超える44名となり、倍率は1.1倍となりました。道外からは、昨年の7名を上回る9名の出願となっております。当初の想定を超える状況に、ただただ驚くと同時に身の引き締まる思いをしているところでもございます。

最初のご質問であります大空高校の東藻琴寄宿舍及び女満別寄宿舍のそれぞれの状況と課題について、お答えを申し上げます。

高校を統合するにあたり、二つの寄宿舍の活用方法についても、これまで検討を重ねてまいりました。最も大きな課題でありましたのが、東藻琴寄宿舍の老朽化でありました。昭和43年築の建物をベースに昭和58年と昭和60年に増築を繰り返してきた施設であり、築後37年から54年経過していることから、改善の必要性を高校統合前から認識をしておりました。

しかしながら、寄宿舍の改築に充てられる国、道の財源がない中、改築等の整備計画を持つことは大変難しい状況でございました。そのため、令和2年度には東藻琴寄宿舍の居室の一部改修を行うなど、施設の延命に努めてきたところでもございます。

また、女満別寄宿舍については、平成25年築の比較的新しい建物であり、旧女満別高校時代から主に野球部に所属する生徒が利用しておりましたが、現在は利用生徒がいないことから運営を休止しております。

高校統合へ向けては、さまざまな角度から運営経費にかかる財政シミュレーションを行ってまいりました。寄宿舍については、これまで女満別寄宿舍の運営費は年間約1,300万円、東藻琴寄宿舍の運営費については年間1,200万円と二つの寄宿舍を運営することにより、毎年度2,500万円ほどのランニングコストがかかっていたことから、経費の縮減が喫緊の課題となっております。

そのような中、一昨年の秋ごろのことになりますが、道内の他の高校において地方創生にかかる国の交付金を活用し、寄宿舍整備を行ったという情報を得ることができ、大空町として、また大空高校としての可能性を見出すべく調査研究に取り組むことといたしました。その後、国及び道の指導助言を仰ぎながら検討を重ねた結果、単なる寄宿舍の整備ではなく、大空町の地方創生に寄与する機能を持ち合わせたものであれば、施設整備であっても補助採択の可能性があると判明いたしました。

大空町の第2次総合戦略においても、生徒の全国募集を行う大空高校は大空町の地域振興の核と位置づけているとともに、国の地方創生に向けた理念とまさにマッチングするものであり、速やかに国への要望に向けた準備に取りかかることとしたところでございます。早速、令和3年度、本年度予算に

調査設計費を計上し、どのような機能を持たせるかなど施設の整備内容を検討してまいりました。また、その一方で、生徒の全国募集をオンラインで行うなど積極的に情報発信したことによる成果として、オープンキャンパスへの参加者も道内外から100名を超えるなど、一層高校への注目が高まるとともに、来年度の志願者についても先ほど申し上げましたとおり、道内外からの生徒の増加が見込まれる状況となりました。

既存の二つの寄宿舍における利用可能な居室から考えられます定数は52名程度と押さえておりますが、今後数年で居室の改修や不足が見込まれることや2カ所を運営することでかかるランニングコストを解消する観点から、今回の施設整備構想に合わせ、2つある寄宿舍を東藻琴寄宿舍として1カ所に集約し、効率的な運営を図ることとしたいと考えているところでございます。

また、国の地方創生にかかる交付金の採択にあたっては、近年、ハードからソフト事業へと重点がシフトしており、本町の施設整備構想が採択される可能性も最後のチャンスではないかと受けとめてもでございます。今月中には採択の可否が明らかになる予定となっているところですが、何とか大空町にまちづくりと学びの拠点施設が整備できるよう期待をしているところでございます。

なお、女満別寄宿舍は、当初からバリアフリーに配慮された施設として建設をされており、さまざまな用途での利活用が見込まれております。今後の利活用の方向などについては、庁内に設置された検討委員会が中心になり検討を進めているところでございます。

続いて、2つ目のご質問であります施設の建設計画についてお答えを申し上げます。

施設整備にあたっては、現在、実施設計が大詰めを迎えている状況です。施設の事業費、スケジュール等につきましては後ほど担当者より詳細なご説明を申し上げます。

新しい建物のキャッチフレーズとしては、大空高校を核とした学びの交流拠点としており、寄宿舍機能に加え、地域内外の多くの方々と高校生とが交流を通じて相互に学ぶことのできる機能を有しております。具体的には、生徒の居室のほか、公設塾を開設したり、地域の方などが外部講師として生徒たちに指導いただく際や、住民の皆さんが地域コミュニティを深めるための研修会議室を設置するほか、地元の食を通じて交流することができるよう交流食堂なども配置しております。団らん場としては、交流拠点に配置するオープンなスペースのほか、生徒の居室棟にも小上がりや交流コーナーを設け、生活を共にする寮生が外部の方と気兼ねなくコミュニケーションとったり、個の時間を大切にしたりできるような工夫をしているところです。こうした発案については、すべて現在寄宿舍で生活している生徒たちによるものであり、プライベートと交流のバランスを図ったプランとなっています。

今後、この交流拠点においては、公設塾の実施や地域の方々の研修や各種会議など、生徒や地域内外、多くの方に利用していただき、高校生と地域の方々が学びを通じ、交流を深められるような場づくりと地域内外多くの方々

との関わりをすることによる関係人口の拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き、高校や地域の方々との連携を図りながら、交流活動の数々が段階的にグレードを上げながら充実したものとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 大空高等学校の学びの交流拠点施設の概要について、ご説明申し上げます。

令和3年度におきまして、基本設計及び実施設計の予算を計上させていただき、現在、最終的な実施設計業務を行っているところです。

施設概要につきましては、建設予定地を旧東藻琴幼稚園跡地とし、木造平屋建て、床面積が900.77平方メートル、施設中央のセンターハウスに食堂や研修室などの交流拠点機能を持たせ、居室棟を両サイドに配置した定員42名の施設になっております。

建設工事費は約4億9,800万円、主な財源は国費である地方創生拠点整備交付金と償還に交付税措置のある合併特例債を充てる予定としており、町の持ち出しとしては約1億円程度になると見込んでおります。

また、敷地の北側に車両の出入り口を設け、12台分の駐車場を整備するとともに、西側に歩行者専用通路を確保できるよう設計を進めているところです。

これまでの設計にあたりましては、大空高校の寮生の意見を反映させ、さらに内閣府とも協議を重ねてきたところであり、令和4年1月に施設整備計画及び地域再生計画を提出、現在、国において交付金の審査が行われているため、内示を待って建設工事費の予算を計上させていただきたいと考えております。

なお、今後は実施設計で最終的な調整を行った上で、令和4年度に外構及び備品にかかる予算を計上させていただき、6月に入札及び契約事務を完了させ、7月から建設工事に着手、令和5年4月供用開始を目指したいと考えております。

説明は以上です。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。いろいろ説明ありがとうございました。経過については概ね了解できたと思います。

既存施設の活用は、なかなか運用が難しいという判断だと思いますが、女満別寄宿舍のように築8年で用途を変更せざるを得ないということにならないように、できるだけそういったことは避けなければならないことだと思っています。

さて、寮の建設は、予算のこともありますけれども、クラブ活動等をされる生徒さんは、例えば野球をやっている方であれば素振りをする場所ですとか、卓球をする方であれば卓球台を備えられているとか、寮で生活をされる生徒さんがみんなで楽しめる空間が必要というふうに思います。先ほど教育長のほうからも説明いただきましたけれども、寮を学びの共有拠点として整備するというのも大切ですが、本当に大切なのは寮の環境、いわゆる寝たり食ったりするばかりでなく住み心地の良さ、憩いの場所であったりすることが大切でないかなというふうに思ったりもしています。

聞くとところによりますと、他の学校の事例で、進学の手続きとして寮が決めてと回答される生徒さんもおられるというふうにお聞きしております。学校生活が同じような条件であれば、寮のよいところに行こうかということだというふうに思います。入寮していただく生徒さんが3年間で大空町は第2のふるさとと思って育ってくれるということは大事だと思いますし、大空町にとっては貴重な財産になるというふうに思います。

地域も一生懸命、できるだけ寮で生活する生徒さんと交流するように、生徒の想いを地域の隣人として、地域の子どもとして3年間過ごしてもらえよう、すでに地域の皆さんの協力いただいていると思いますけれども、これからの輪をさらに広げる努力を是非していただければと思います。

今回の大空高校の寮の建設にあたりましては、多くの町民の皆さんから賛否のご意見、投書も私のところにいただいております。現施設の現況、経過等、説明いただきましたので、ある程度ご理解いただけるかなというふうに思います。建設の概要等は、これから逐次町民の皆さんに周知されていくと思いますが、道内外遠方から来られる家族にとって大切な子どもさんを3年間お預りしているということを、町民の皆さんと認識を共有することが大切だというふうに考えます。

新しい寮が学びの交流拠点として機能を十分に発揮できるような施設になることを願って、私の質問を終わりたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 お答えをしたいと思います。

大空高校の魅力化の3本柱について、改めて申し上げたいと思いますが、一つ目は、大空高校ならではの特色ある教育と質の高さ。二つ目は、公設塾の開設。三つ目が、寄宿舎機能を備えた学びの交流拠点。中でもこの寄宿舎といったものは、全国の中学生あるいは保護者の方が高校を選ぶ際の大きな要因の一つではないかなと私もそのように思っております。保護者の皆さんや生徒さんからすれば、大空町というところはどのような人が住んで、どのような生活をしているのか。また、厳しい冬の季節をどのような住環境で過ごしているのか。不安なく安心して3年間高校生活が送れるのかどうか、厳しい目で選択をされているものと思っております。まさに住まいとなる寄宿舎の環境の充実というのは、高校を運営する上で最低条件であり、今回の新しい構想による施設整備というものは十分期待に応えられる、そのようなも

のではないかなと思っております。

今回の実施設計等にあって多くの意見を取り入れたのは、今住んでる寮生たちの意見でありまして、プライベートと外部とのバランスのよい交流空間といったものを工夫しながら、今作り上げているということでございますし、なおかつ、旧東藻琴幼稚園の敷地内に整備をするということでございますので、建物の中の空間も有効に使えますし、広い敷地での地域の皆さんとの交流といったことも可能な環境かなと思っておりますし、議員おっしゃいましたように部活の関連の施設などもこの敷地内に配置したり、また施設外に配置するといったことも工夫次第で可能ではないかなと、そのように思っております。

また、来年度から地域探求という新たな教育課程が２年生でスタートしてまいります。広く地域の課題を知り、分析し、それをどう改善するか、また、大空高校は結果をまとめる、考え方をまとめるだけではなく、その先の実行も加えた形での探求の学習というものを進めることとなっております。それを行うのは先生たちだけでは十分な教育内容にならないので、地域の皆さんのさまざまな立場からのご協力というものがあって、この探求の学習内容がさらに充実すると、そのようなことになっておりますので、大空高校の取り組みを広く地域の皆さんに知っていただくという必要がありますし、また、支えていただく、そういった組織づくりといったものも併せて行いながら、町を挙げて大空高校を支えていただく、そのような体制づくりも今準備を進めさせていただいているところでもございます。

なかなか財源の問題がありまして、そのことで住民の皆さんへの周知というものが私も十分ではないということは認識しております。昨年、ふれあいトークの中で１２月２０日、２３日に一部説明をさせていただいたり、また今年になりましてから、高校の活動報告会ということで２月２５日、２８日に概要についてもお知らせをしたところでもありますけれども、先ほど言いましたように積極的な情報発信が、財源が不確定であるといったことから、十分ではなかったと。今後、財源等もはっきり確定したうへは、さまざまな機会を捉えまして町民の皆さんに周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

大空高校生を見ていて大変うらやましいと思うことが四つほどあります。一つは、社会で即、活かすことのできるＩＣＴを駆使した授業が受けられるということ。二つ目は、学校の先生はもとより、公設塾や全国の外部講師からさまざまなことを学べるということ。三つ目は、自らやりたいと思ったことを学校が後押ししてくれること。四つ目は、全国から集まったクラスメイト同士が刺激し合うとともに、人生の財産であります友人が全国にできることではないかなと。私も若ければもう一度大空高校へ入学したいと思える魅力的な高校だと思っております。

そして何よりも嬉しく思っていることがあります。それは、まだ開校して１年目ではありますが、生徒たちが大空高校で毎日学ぶことが楽しいと、そう言ってくれることであります。そのことは学校の先生方や教育委員会職員にとって何より励みになる言葉だと思っております。

また、まちづくりといった観点からは、新年度、お子さんの大空高校への入学を期に大空町への移住を予定されている方がおられるといったことをお聞きしております。新しい高校の存在によって、移住定住に結びつく成果が大空町にもたらされてもおります。

大空高校は、山下町長が大空町の未来の発展のために蒔いた大きな種であると思っています。教育委員会としても大きな花を咲かすことができるよう、議員各位並びに住民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、熱意を持って大空高校の充実の発展のため取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも教育委員会にご指導賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。いろいろとご答弁いただきありがとうございました。

大空高校が、これからますます全国の皆さんに認知されて、末永く続いていくことを期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 なかなか新しい構想について、住民の皆さんに充分お知らせできない中、今回、三條議員からご質問をいただいたことで周知の機会の一端を示すことができました。そのことにまず感謝を申し上げたいと思っております。

まだまだ課題はたくさんありますけれども、教育委員会、学校そして地域の皆さんと一まとまりになって全国に発信できる、誇れる高校にしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇三條議員 はい、終わります。

◇議 長 これにて、三條幸夫議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。3 月 1 2 日と 3 月 1 3 日の 2 日間は、会議規則第 1 0 条第 1 項による休会とし、3 月 1 0 日、1 1 日、1 4 日の 3 日間は、予算審査特別委員会の開催に伴う議事の都合によって会議規則第 1 0 条第 2 項による休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、3 月 1 0 日から 3 月 1 4 日までの 5 日間は休会することに決定しました。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。大変お疲れ様でした。

(散会 午前 1 1 時 2 1 分)

令和 4 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 令和 4 年 3 月 8 日
- ・ 開 会 令和 4 年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 令和 4 年 3 月 1 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博
2 番	三	條	幸 夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史 隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕 之	10 番	深	川		昇
5 番	原	本	哲 己	11 番	松	田	信	行
				12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

6 番 沢 出 好 雄

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	福祉課長
総合支所長	福祉課参事
会計管理者	産業課長
総務課長	産業課参事
総務課参事	建設課長
総務課主幹	建設課参事
移住・定住支援室長	総務課主査
住民課長	

生涯学習課長	生涯学習課参事
生涯学習課参事	

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和4年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 令和4年3月15日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第13号 財産の無償貸付けについて
- 日程第3 議案第14号 大空町住生活基本計画について
- 日程第4 議案第15号 定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第5 議案第16号 定住自立圏形成協定の廃止について
- 日程第6 議案第17号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第7 議案第18号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第19号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第20号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第21号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第22号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第23号 大空町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第24号 令和4年度大空町一般会計予算
- 日程第14 議案第25号 令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第26号 令和4年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第27号 令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第28号 令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第18 議案第29号 令和4年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第30号 令和4年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第31号 令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 発議第2号 コロナ禍での消費拡大対策の強化とてん菜の安定的な生産維持を求める要望意見書

- | | | |
|-------|-------|-----------------------|
| 日程第24 | 発議第3号 | ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議 |
| 日程第25 | 発議第4号 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査について |
| 日程第26 | 発議第5号 | 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について |
| 日程第27 | 発議第6号 | 懸案事項促進のための議員派遣について |
| 日程第28 | 報告第1号 | 専決処分の報告について |
| 日程第29 | 報告第2号 | 令和3年度定期監査結果報告について |
| 日程第30 | 報告第3号 | 例月出納検査結果報告について |

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課長	鈴木章夫
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	阿部雅浩
会計管理者	平田義和	産業課長	作田勝弥
総務課長	林敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	小堀弘樹	建設課長	高島清和
総務課主幹	宮田栄	建設課参事	山本純生
移住・定住支援室長	秋葉暢康	総務課主査	安念真人
住民課長	星加政志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉	事務局主幹	田中学
------	-----	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和4年3月15日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎会議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和 4 年第 1 回大空町議会定例会 8 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、3 番、上地史隆議員及び 4 番、田中裕之議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。
- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 11 名であります。沢出議員から欠席の旨届け出があります。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 13 号

- ◇議 長 日程第 2、議案第 13 号、財産の無償貸付けについてを議題とします。
本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 13 号、財産の無償貸付けについてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号、財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 14 号

◇議 長 日程第 3、議案第 14 号、大空町住生活基本計画についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 14 号、大空町住生活基本計画についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号、大空町住生活基本計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 15 号

◇議 長 日程第 4、議案第 15 号、定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 15 号、定住自立圏形成協定の締結についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第16号

- ◇議 長 日程第5、議案第16号、定住自立圏形成協定の廃止についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第16号、定住自立圏形成協定の廃止についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、定住自立圏形成協定の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第17号

- ◇議 長 日程第6、議案第17号、オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第17号、オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを

採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、オホーツク町村公平委員会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第18号

◇議 長 日程第7、議案第18号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を行っておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第18号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第19号

◇議 長 日程第8、議案第19号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第１９号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１９号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第２０号

- ◇議 長 日程第９、議案第２０号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第２０号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２０号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第２１号

- ◇議 長 日程第１０、議案第２１号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第22号

◇議 長 日程第11、議案第22号、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。ごみ料金の値上げは、コロナ禍で所得が減っている方、またロシアのウクライナ侵攻で、灯油、ガス、食料品がどんどん値上がりしているのが実態であります。こうした中での値上げということに繋がっていくわけですが、10月から段階的に令和7年まで、7年からまたさらにということで結果的に倍になるということだとお話を聞いていますが、町民の方からは、今、この時期に負担が非常に重たいねというお話もいただいております。

条例の改正については、何回か説明をいただいていますし、手続きを踏んでいますので特に問題はないのかなと思いますけれども、生活困窮している方にとっては多少の値上げでも堪える、影響があるということをも十分認識をしていただきたい。

今後のことになりますが、できるのであれば生活困窮者の方にごみ袋を配付してあげるとか、ごみ処理のことについて関心を持っていただくのであれば、従来やっていたようにごみ処理施設の見学会を含め、ごみに関する関心というのは皆さん高いですから、ぜひいろんな機会を通して、値上げせざるを得ないということは十分住民の皆さんも承知はしているのですけれども、なかなか実感が湧いてこないということだと思います。

一生懸命に努力されて、両地区で60名の参加をいただいて説明会を終えたというふうにお聞きしておりますが、まだまだそういったことが理解できない高齢者の方も沢山おられますから、折を見て説明をし、ご理解をいただくように努めていただきたいと思います。

先ほどお願いしたごみ袋の配付、見学会は、次期のことになると思いますが、今からそういうことに向けて、ぜひ前向きに検討していただきたい。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 三條議員のご意見という形になるのかなと思いますが、住民説明会の中でも値上げに対しては、総体としては反対という意見をいただかなかったところでございます。ただ、値上げについては十分な説明をということと、できれば町民に還元できるような方法がないだろうか。例えば生ごみですと堆肥化して町民に還元しておりますので、そういったようなことでもいいので還元できないだろうかという意見をいただいているのが現状でございます。そうした貴重な意見もいただきましたので、今後、減量等推進審議会の中でも協議しながら、そういう還元の方法、若しくは先ほど言ったごみ袋の提供、こちらは高齢者ということであれば福祉と連携しながらということになるかと思いますが、いろんな形で今後検討させていただきたいというふうに思うところでございます。

また、住民説明会は21日から28日までの日程で行いまして、延べ51名の参加をいただいたところでありますが、決してこれが十分というような人数とは思っておりませんので、今後も広報誌、お知らせ号、ホームページ、また地域での集会等にも参加させていただいて、住民周知を図っていききたいというふうに考えております。

また、本年10月の改定時期の前までには、改定の内容、交換の時期、両方が使える時期なども含めて周知を図っていききたいと考えているところなので、ご理解をいただければと思います。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。説明で分かりましたが、今回の値上げについては管内でも高いほう、トップクラスのほうの料金になるのではないかなというふうに過去のデータなどを見ながら思っていますが、町民の皆さんも周辺の料金等と比較しながら、高い、安いというお話をよくされます。その町のいろいろな事情がありますから、それは一概に比較できないと思いますが、お話あったように生ごみの処理の仕方についても、例えば、過去であれば生ごみの処理機の助成金を出したりしたこともあったと思いますが、いろんな形で値上げした分の還元が多少町民にあるのであれば、それはそれでやっていただければというふうに思います。

ごみの問題、これからは焼却施設、埋立処分場を含めて大きな課題を進めていくことになると思いますが、住民の皆さんとの話し合いをしながら理解を得ながら進めていってほしいなと思います。

以上です。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 はい。ありがとうございます。料金の改定ですが、平成17年度に有料化が始まって、今まで改定されてなかったという状況になっています。

近年は、網走市、美幌町で改定していて、うちと同じか、若しくは少し少ないぐらいというような状況になっています。近隣の動向も今後変わってくる可能性もありますので、そのところは注視しながらというふうに思います。

ごみの広域化とか、まだこれからいろいろ住民のほうに説明していかなければならないということがありますので、併せながらご理解いただくように丁寧に説明してまいりたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第22号、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第23号

◇議 長 日程第12、議案第23号、大空町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号、大空町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、大空町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第24号から日程第20 議案第31号

◇議 長 日程第13、議案第24号、令和4年度大空町一般会計予算から日程第20、議案第31号、令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、松田信行議員。

◇松田委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託されました事件は、議案第24号、令和4年度大空町一般会計予算。議案第25号、令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。議案第26号、令和4年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。議案第27号、令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。議案第28号、令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。議案第29号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計予算。議案第30号、令和4年度大空町下水道事業特別会計予算。議案第31号、令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計予算の8事件であります。

令和4年3月8日の令和4年第1回大空町議会定例会で設置された本委員会に付託された事件は、今後の大空町の方針性にかかわる重要な内容であることから、3月10日、11日、14日に委員会を開催し、説明員の出席を求めて、その内容等を慎重に審議しました。

その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、本委員会に付託されました8事件は、すべて原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第24号、令和4年度大空町一般会計予算から議案第31号、令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第31号までの8件を一括して採決することに決定しました。

議案第24号から議案第31号までの8件に対する予算審査特別委員会の審査報告はいずれも原案可決です。

議案第24号から議案第31号までの8件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、令和4年度大空町一般会計予算から議案第31号、令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第32号

◇議 長 日程第21、議案第32号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 追加議案書1ページになります。議案第32号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和4年3月15日提出、大空町長、山下英二。

記、1、契約の目的。開陽中央線舗装工事（繰越）

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約の金額。7,623万円。

4、契約の相手方。大空町女満別東陽1丁目3番10号、道路建設株式会社網走出張所、所長、富永修吉。

開陽中央線は、女満別地区と東藻琴地区を結ぶ地域間連絡道路として重要な幹線道路であります。

工事の計画区間は、町道邑井線交差点付近から朝日巴沢線交差点付近までの区間となっております。今回の区間及び内容といたしましては、令和3年度までに改良工事を行った区間の舗装工事となっております。工事は片側交互通行で行うことから、十分な安全対策を図り実施してまいります。

工事にかかります入札につきましては、令和4年3月1日、指名競争入札により実施をし、3月2日、仮契約を行ったところであります。

完成工期につきましては、令和4年8月30日としております。

入札にかかります指名業者につきましては、道路建設株式会社網走出張所、道路工業株式会社網走営業所、株式会社早水組の三者により入札を執行いたしました。

入札の結果、道路建設株式会社網走出張所が落札したところであります。
契約の金額は7,623万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は693万円となっております。

大空町議会定例会追加議案書参考資料1ページ下段に工事箇所図を掲載しておりますのでご参照願います。

なお、工事にかかる契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第32号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第33号

◇議 長 日程第22、議案第33号、工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 追加議案書3ページになります。議案第33号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求める。令和4年3月15日提出、大空町長、山下英二。

記、1、契約の目的。開陽中央線改良舗装工事（繰越）。

2、契約の方法。簡易公募型指名競争入札。

3、契約の金額。2億1,076万円。

4、契約の相手方。吉井・ダイナ・山洋経常建設共同企業体、代表者、大

空町女満別東陽3丁目3番8号、吉井建設株式会社、代表取締役、渡辺忍。

路線の位置づけなどにつきましては、議案第32号でお認めいただいた内容と同様のため、説明を割愛させていただきます。

今回の区間及び内容といたしましては、560メートルにかかります改良舗装工事となっております。この工事の完成により現計画区間が完了することとなります。

工事にかかる入札につきましては、令和4年3月1日、簡易公募型指名競争入札により実施をし、3月2日、仮契約を行ったところであります。

完成工期につきましては、令和5年1月10日としております。

入札にかかります指名業者につきましては、株式会社そうけん、船橋西川・南経常建設共同企業体、吉井・ダイナ・山洋経常建設共同企業体の三者により入札を執行いたしました。

入札の結果は、吉井・ダイナ・山洋経常建設共同企業体が落札したところであります。

契約の金額は2億1,076万円。うち消費税及び地方消費税の合計額は、1,916万円となっております。

大空町議会定例会追加議案書参考資料3ページ下段に工事箇所図を掲載しておりますのでご参照願います。

なお、工事にかかる契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇議 長 これから議案第33号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 発議第２号

◇議 長 日程第２３、発議第２号、コロナ禍での消費拡大対策の強化とてん菜の安定的な生産維持を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。５番、原本哲己議員。

◇原本議員 はい、５番。議会側議案の１ページをお開きください。発議第２号、コロナ禍での消費拡大対策の強化とてん菜の安定的な生産維持を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出する。令和４年３月１５日提出。大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員です。

３ページでございます。この要望の内容であります。変異株による新型コロナウイルスの感染拡大により、飲食店の営業自粛など、感染防止対策が図られ、米や乳製品、砂糖など農畜産物の需要減退に拍車がかかる恐れがあり、早急な需要喚起と消費拡大対策が求められています。

また、オホーツク地域における基幹作物であるてん菜の生産に対し、国は砂糖消費の低迷や在庫の増大を背景として、馬鈴しょ等への転換を進める事業を措置し、てん菜の生産抑制の方針を示しており、輪作体系の維持が危ぶまれる状況であります。

ついては、農業者が今後も安心して営農を継続できるよう、下記の内容を要望します。

記、１、新型コロナウイルスの変異株の急速な感染拡大により、収束の先行き不安から一層の観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みが長期化する懸念があり、今後も地域経済への影響が危惧されることから、米や乳製品、砂糖などの農畜産物の需要喚起と消費拡大対策を強化するとともに、地域経済を活性化する対策など地方自治体への対策関連予算を十分に措置すること。

２、てん菜の生産については、輪作体系の一翼を担う重要な作物であり、作付転換による影響は生産者のみならず製糖工場などを含む地域経済にも影響もたらす懸念があることから、てん菜の作付面積を維持し、安定的な生産を持続できるよう慎重な対応を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号、コロナ禍での消費拡大対策の強化とてん菜の安定的な生産維持を求める要望意見書採択します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第2号、コロナ禍での消費拡大対策の強化とてん菜の安定的な生産維持を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議第3号

◇議 長 日程第24、発議第3号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。11番、松田信行議員。

◇松田議員 はい、11番。議会側議案の5ページをお開きください。発議第3号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和4年3月15日提出。大空町議会議員、松田、深川、松岡、齋藤、品田、沢出、原本、田中、上地、三條、後藤の各議員です。

7ページでございます。2月24日からロシアがウクライナに軍事侵略を開始し、一般市民を含め、多くの犠牲者が出ている状況にあります。国際社会の秩序を揺るがすことは断じて許せないものであり、抗議の意を表明したく提案するものであります。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議。

本年2月24日に開始されたロシアによるウクライナへの侵略は、ウクライナの主権及び領土を侵害するものであり、武力行使を禁ずる国連憲章に違反する行為であって、断じて許すことはできない。

このような力による一方的な現状変更の試みは、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙である。さらにプーチン大統領の核使用を示唆するような発言は、今日の国際社会において決して許されるものではない。

ウクライナでは市民を含め多くの人命が奪われ、避難生活を余儀なくされ、財産、自由が失われていることに、強い憤りを覚える。

大空町議会は、世界の恒久平和を願い、ロシアによるウクライナ侵略を厳しく非難するとともに、ロシア軍の即時撤退と平和的な解決が行われることを強く求める。

また、政府においては、国際社会との緊密な連携のもと、厳格かつ適切な対応を講じ、ウクライナの平和が1日でも早く戻るよう強く求める。

以上、決議する。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第3号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第3号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議第4号

◇議 長 日程第25、発議第4号、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第26 発議第5号

◇議 長 日程第26、発議第5号、各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 27 発議第 6 号

◇議 長 日程第 27、発議第 6 号、懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

令和 4 年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第 6 号は、そのように決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第 28 報告第 1 号

◇議 長 日程第 28、報告第 1 号、専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議会側議案書 25 ページでございます。専決処分第 1 号、専決処分書。

町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。令和 4 年 2 月 22 日、大空町長、山下英二。

記、1、和解内容。別紙でございますが、後ほど説明させていただきます。

2、損害賠償の額。21 万 5,325 円。

3、和解の相手方。網走郡大空町東藻琴 549 番地の 20、橋本幸雄。
27 ページでございます。

和解内容

1、事故の原因。

(1) 事故発生日時。令和 3 年 12 月 24 日午前 6 時 20 分ごろ。

(2) 事故車両。北見 400 さ 8510 (道路維持作業車)。

(3) 事故発生場所。網走郡大空町東藻琴 360 番地の 1。

(4) 事故車両の運転者。元木 司、大空町との関係、会計年度任用職員。
(5) 事故の相手方。網走郡大空町東藻琴 5 4 9 番地の 2 0。
(6) 事故の概要。町道と公共施設の砂散布作業中、後退時の確認不足から砂散布装置後方左側が駐車中の車両に接触し損害を与えた。

2、和解の条件。

(1) 事故の第 1 当事者 (甲)。大空町長、山下英二。
(2) 事故の第 1 当事者 (乙)。網走郡大空町東藻琴 5 4 9 番地の 2 0、橋本幸雄。
(3) 過失割合。甲 1 0 0 %、乙 0 %。
(4) 損害賠償の額。2 1 万 5 , 3 2 5 円。
(5) 支払期限。甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として、金 2 1 万 5 , 3 2 5 円を令和 4 年 3 月 7 日までに支払うものとする。
(6) 異議の申し立て。承諾書の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを誓約する。

事故発生当日の除雪状況といたしましては、市街地内を早朝 3 時より実施しておりました。当該車両は、郊外地の道路巡回後、市街地内の砂散布のため 6 時 1 0 分頃から作業を開始いたしました。東藻琴総合支所前の散布を終えた後、農村環境改善センター北側駐車場の散布作業後、事故が発生いたしました。

町有車両の運転者は、車両を後退させながら散布状況を確認していたことから、駐車車両の発見が遅れ、散布装置の左後部が駐車車両の右後部に接触し、テールランプなどを破損させました。当該車両の散布装置に破損はありませんでした。

駐車車両の運転者は総合支所の清掃業務に従事していたことから無人であったこと、当該車両の速度が遅かったことから双方に怪我はなく、物損事故となったところでございます。

また、この事故を踏まえ、両除雪センターで事故内容を共有し、再発防止に向け指導したところでございます。

以上、専決処分の内容といたします。

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第 2 9 報告第 2 号

◇議 長 日程第 2 9、報告第 2 号、令和 3 年度定期監査結果報告についてを議題とします。

監査委員から令和 3 年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇近藤代表監査委員 ただいま上程になりました報告第 2 号、令和 3 年度定期監査報告についてご報告いたします。

令和 3 年度の定期監査につきましては、令和 4 年 2 月 2 4 日に松岡監査委員とともに審査を実施いたしました。

今回ご報告いたします定期監査につきましては、地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査であり、身元保証人、保証人（連帯）について監査を実施いたしました。

本年度の定期監査の実施にあたりましては、所管部署から身元保証人、保証人、関係書類の提出を求め、担当者から適時説明を聴取し、保証人の手続きは適正に行われているか、未納があった場合には連帯保証人への通知が行なわれているか等に主眼をおいて監査を実施いたしました。

監査の結果、お手元に配付の資料に記載のとおり、当該事務に関して概ね適正に事務が執行されているものと認められました。しかしながら、連帯保証人への通知に関する事務において、一部において改善が必要な事例も見受けられることから、所管部署へ意見として申し伝えたところであります。

以上、令和3年度定期監査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで令和3年度定期監査結果報告については終わります。

◎日程第30 報告第3号

◇議 長 日程第30、報告第3号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇近藤代表監査委員 ただいま上程になりました報告第3号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、令和3年11月分から令和4年1月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、11月分につきましては12月20日、12月分につきましては1月25日、1月分につきましては2月24日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 令和4年第1回大空町議会定例会、私は係長から町長になりました。

たので、この定例会が76回目、最後の定例会となります。

一言、町民の皆様そして議会議員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

今回の私にとって最後となります定例会でありますけれども、土地の無償貸付けの契約でありますとか、また、子育て包括支援センターの開設の遅れと、議会の皆様、町民の皆様にお詫びを申し上げなければならない案件がまたございました。また、議案の印刷ミスというものもあったところであり、最後ぐらいは完璧にという思いもありましたけれども、なかなかそのとおりいかないのが私の人生でもあり、私の町長としての足跡そのものかなと、そのように感じております。しかし、それがまた人間性があっていいのかなとも思い、退任に免じてお許しをいただければと思っているところでございます。

間もなく退任となりますので、部屋の片づけも段々としております。そうしましたら、棚の中から平成15年の就任当時の書類が出てまいりまして、その中に係員の主張ということで、当時係員だった職員からいろいろな提案をいただいた提案書の束が出てまいりました。自分の仕事の事務改善の提案でありますとか、まちづくりに対する提言だとかいろいろなことが書かれておりました。思い起こせば私自身がこんなこともやっていたんだと、何人かの分を読み返してみましたが、なかなか新鮮なものでありました。その職員が今は管理職となり、この議会にも席を置いている者もいるように思います。

町長が変わるというのは、こういうことなんだと改めて感じたところがあります。トップが変わり、また職員の奮起があり、そして、まちづくりの議論が議会とともに活性化する。そしてそこに町民の和合があって、またこの町が発展していく。そういったエネルギーを新しく創り出せる、そういうことに繋がるんだと改めて感じたところがあります。

そんな中で、この春には新しい体制が生まれます。その中で、新しくできた大空町、益々発展をいただくことを願い、長い間の私のお礼に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◇議 長 任期最後の定例会の終了にあたりまして、私からも一言、ご挨拶を申し上げます。

まずもって山下町長におかれましては、まだ任期を残しているところであり、長年に渡りましてのご労苦に対しまして、町民に成り代わり、敬意とお礼を申し上げたいというふうに思います。

就任当初、合併の検討、そして合併ということになりましたので、それまでの歴史にはない視点を持ちながらの町政運営であったろうというふうに思います。また、ここ数年に渡りましては、これまた経験したことのないコロナウイルスへの対応ということも加わりました。他自治体と比べても勝ることはあっても劣ることはないと思われるような施策展開であったり、即断即決での対応、あるいは様々なアイディア等々、町長経験を積み重ねてきたからこそその、ある意味、集大成ではなかったかなというふうに感じていたとこ

ろでもありました。

振り返って、ご苦勞ばかりが思い起こされるかもしれませんが、時間が経つにつれ、少しずつ達成感なり充実感なりを感じていただければ幸いですと思う次第であります。大変お疲れさまでした。

また、代表監査委員、農業委員会会長の方々にも、定例会ごとに、あるいは予算審査等々でご出席を賜り、ご指導いただきありがとうございました。本来であれば、ひざを合わせていろんなお話をしながら、お礼を申し上げるところでありますけれども、昨今のご時世、そうした機会も持つことができず今日に至ってしまいました。この場をお借りしてということになりますけれども、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

私事になりますけれども、今任期を持ちまして議員の職を離れることといたしました。女満別町のときから5期19年に渡りまして議員を務めることができましたのも、地域の方々をはじめ、町民の皆様のご支援、そして山下町長をはじめ、行政委員会、職員の方々のご指導によるものと感じ、心より感謝を申し上げる次第であります。そして何より議員の皆様には、今任期さまざまな活動にあたりまして、大変紳士的にご協力を賜りありがとうございました。

私、今期スタートするにあたりまして、チーム議会という思いを持ちながら、一体感を持って取り組んでいきたいというふうに申し上げさせていただきました。まさに皆さんそれぞれの立場の中で役割を果たしていただき、私はすべてお任せっきりという状況でありましたので、苦勞とか、悩みとか、そういったものは感じない中で、経過をしてきたものというふうに感じております。

今任期をもちまして勇退される方、さらには、選挙を潜り抜けてまた新たに活躍される方それぞれでありますけれども、この4年間、皆さん12名とともにやってきた議員活動は、私にとりましても財産でもあります。これからそんな議会の応援団として後方から見守っていきたいというふうに思っている次第であります。

最後になりますけれども、特別職をはじめ、職員の皆さんには、公私共にお付き合い、ご指導いただきました。よく言われております行政というのは、次々といろんな課題が湧き出てきて、ここらで一息ということはないものだということ私もこの立場の中で実感をさせていただきました。いわゆる行政と議会の両輪というのは常に転がり続けており、そのバランスが少し崩れそうになった時、微調整をするのも私の役割の一つかなと、なかなかできませんでしたが心には留めていたところでありました。

これから大空町、また新たな時代と向ってまいります。職員の皆様もどうかこちらもチームとして、この町のさらなる発展にご尽力いただけますことに心からご期待申し上げまして、閉会にあたりご挨拶とさせていただきます。

長い間ありがとうございました。

これで令和4年第1回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れ様でした。

(閉会 午前11時01分)